

South China - Asia Business Report

Vol. 73
J u n e
2018

華南・アジア

ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs**Topics**

ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業 ～2018年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～	3
拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁	8
岐路に立つ広交会	12

Regional Business**India**

日印間の人的役務提供等に係る源泉所得税	16
---------------------	----

Vietnam

ベトナムにおいて財務・税務デューデリジェンス を実施する際の留意点	19
--------------------------------------	----

Malaysia

マレーシア GST 廃止と SST 再導入	22
-----------------------	----

China

個人情報安全規範の施行	25
-------------	----

BEPS13に基づく中国の新文書化制度 ～現地法人が取るべき対応の検討～	29
---	----

中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定	33
--------------------------	----

Hong Kong

香港における労働法制と改正見通し	38
------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報：台湾	42
------------	----

Briefs

Topics

ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～

みずほ総合研究所では1999年度以降、会員企業を対象として、「アジアビジネスに関するアンケート調査」を毎年度実施している。本稿は、2017年度調査（18年2月実施、日本国内のみずほ総合研究所会員企業のうち資本金1,000万円以上の製造業企業4,411社に調査票を発送、1,052社から有効回答）を前回の16年度調査と比較してまとめたものである。今回の調査結果では、①アジア拠点の収益状況、②再注目されるビジネス展開先としての中国、③投資環境が高く評価されているベトナム、④米国の通商政策の影響懸念などを踏まえ、今後のアジアビジネスの方向性について検証していく。

拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁

海外消費市場をターゲットとする日本企業の進出が加速する中、フィリピンが注目を浴びつつある。同国では2015年に人口が1億人を超えているほか、平均年齢が約23歳と若年層の割合が高く、今後の持続的市場拡大が期待できる。加えて、ASEAN諸国の中でもトップクラスのGDP成長率を記録しており、ドゥテルテ政権では22年までに一人当たりGDPをUSD5,000に引き上げて、フィリピンを上位中所得国入りさせるために、さまざまな取り組みを行っている。そこで、本稿では拡大を続けるフィリピンの消費市場としての魅力とともに、外資系小売企業が同国に参入する際の問題点について紹介する。

岐路に立つ広交会

中国でもっとも歴史を持つ、国内最大規模の見本市、広州交易会（以下、広交会）が曲がり角を迎えている。かつては中国製品の調達を目指す海外企業と海外への輸出を目指す中国企業がこぞって参加し、シーズン中は市内のめばしいホテルが満室になることも珍しくなかった。しかし全国各地で同様の、あるいは、より専門的な見本市や展示会が開催されるようになるとともに、競争力が低下。さらにインターネットを経由した調達、販売が普及してきたこともあり、集客数や成約額の伸び悩みなど、数々の課題に直面している。時代の流れとともに、そのあり方を進化させることはできるのか。本稿では広交会の現状について紹介する。

Regional Business

[India] 日印間の人的役務提供等に係る源泉所得税

日系企業がインドへ進出する形態には、駐在員事務所、支店、プロジェクト・オフィス、現地法人およびLLPがあるが、日系企業の大部分はPrivate Limitedである現地法人として進出しています。本稿では、取引の対価として手数料等を支払う際の源泉所得税の取り扱いについて、現地法人、駐在員事務所および支店別に留意点をまとめ、解説していきます。

[Vietnam] ベトナムにおいて債務・税務デューデリジンスを実施する際の留意点

日本企業のベトナム進出は近年、新規会社設立だけでなく、買収等のM&Aによる形態が増えている。これに伴い、買収意思決定前に実施する、買収対象企業の実態を把握するためのデューデリジンスの重要性が高まっている。本稿では、ベトナムにおいて財務・税務DDを実施する際の留意点や、買収対象企業の事業内容や規模等によって留意すべき点は異なるが、一般的かつ主要な事項を解説していく。

[Malaysia] マレーシア GST 廃止と SST 再導入

5月9日に第14回マレーシア総選挙(連邦議会下院選挙、任期5年、定数222)が実施され、マハティール元首相率いる野党連合の「希望連盟」(以下、PH)が111議席を獲得したのに対し、ナジブ首相が率いる与党連合の「国民戦線」(以下、BN)は79議席に留まり、PH勝利の結果に終わり、マハティール氏が新首相に返り咲くことになりました。本稿ではGST廃止やSST再導入などのPHのマニフェストの大きな柱について解説していきます。

[China] 個人情報安全規範施行スク

企業活動における個人情報の取り扱いの問題は、近年より重要性を増してきている。日本においては2017年5月30日に改正個人情報保護法が施行され、また欧州においてはGDPR(一般データ保護規則)が18年5月25日から適用が開始される予定であり、個人情報を取り扱う企業は対応が求められている。個人情報保護の強化の流れは中国においても同様であり、同国は「個人情報安全規範」を18年5月1日より施行した。本稿では中国が規定する規範の主要なルールについて解説する。

[China] BEPS13に基づく中国の新文書化制度～現地法人が取るべき対応の検討～

近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と、各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題(BEPS=Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)に対処するため、OECDが、平成24年よりBEPSプロジェクトを立ち上げました。この中で、移転価格税制の文書化に関する事項を定めたものがBEPS13です。BEPS13に合わせて様々な法令が公布されているが、本稿ではケースごとに、日系企業の現地法人が対応すべきことを中心に、解説していきます。

[China] 中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定

2017年12月26日、最高人民法院より「最高人民法院による仲裁司法審査案件の報告承認問題に関する規定」および「最高人民法院による仲裁司法審査案件の審理に関する若干問題の規定」が公表され、いずれも18年1月1日から実施されている。本稿では、かかる両規定の具体的な内容を紹介していく。

[Hong Kong] 香港における労働法制と改正見通し

香港の労働法制は英国植民地時代に遡ってその法源を確かめることができる。植民地時代に持ち込まれた英国の法体系であるコモン・ローとレッセ・フェール政策(自由放任主義)の中において英国と現地地の慣習を取り込み、独自の進化を果たしてきた。また、経済発展を強く志向する方針のもと、長年にわたり使用者の経済活動に重点を置いてきた点が特徴として挙げられる。本稿では、香港の労働法制と今後の改正見通しについて説明していく。

Macro Economy**アジア経済情報：台湾**

2017年4Qの実質GDP成長率は前期比年率+4.3%と、前期(同+5.6%)から低下した。しかし、その主因は堅調な内需を反映した輸入の増加であるため、景気の実態は底堅いと評価する。主力の輸出は、17年にみられたスマートフォン関連製品の急速な拡大は一服するものの、IoTやAIなどの新技術が創出する需要に下支えされて増加基調を維持すると考えられる。輸出増により雇用環境が支えられ、個人消費は底堅く推移すると予想される。在庫調整などを背景に、18年前半は軟調推移が見込まれているが、公共投資の拡大や設備投資により、後半からは回復に向かう見込みだ。18年の実質GDP成長率は+2.5%、19年は+2.4%と予測する。



ビジネス展開先として 中国を再評価する日本企業

～2018年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～

酒向浩二

みずほ総合研究所アジア調査部上席主任研究員

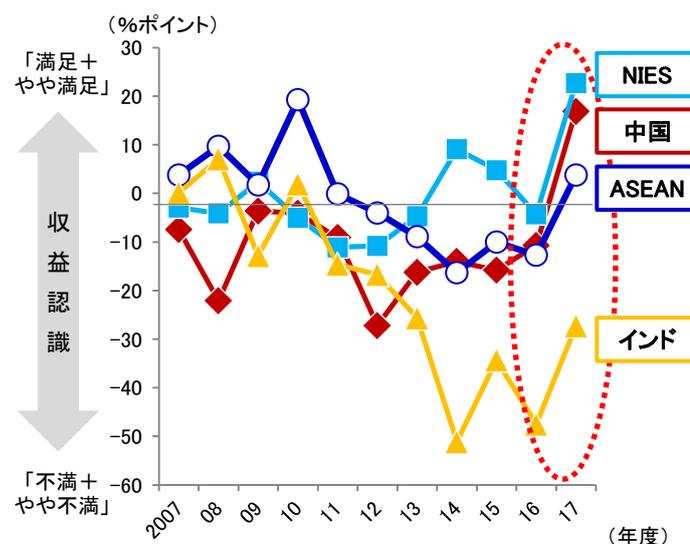
みずほ総合研究所では1999年度以降、会員企業を対象として、「アジアビジネスに関するアンケート調査」を毎年度実施している。本稿は、2017年度調査（18年2月実施、日本国内のみずほ総合研究所会員企業のうち資本金1,000万円以上の製造業企業4,411社に調査票を発送、1,052社から有効回答）を前回の16年度調査と比較してまとめたものである。

収益満足度はアジア全域で改善

今回の調査結果¹のポイントを挙げると、第1にアジア拠点の収益満足度が揃って改善した点である。アジアにビジネス拠点を設けている企業（301社）の現在の収益状況について、17年度の収益満足度DI²をみると、前回調査でマイナスだった中国、NIEs、ASEANのDIはいずれも大幅に上昇し、プラスに転じた（図表1）。世界経済の回復に伴い、17年のアジア諸国・地域の輸出が総じて好調だったことで、輸出依存度の高い中国、NIEs、ASEANにおいて日本企業が恩恵を受けた様子がうかがえる。さら

に中国については、17年の実質GDP成長率が7年ぶりに上昇するなど景気の回復が明確になった

【図表1】拠点別にみた日本企業の収益満足度DI（時系列）



（資料）みずほ総合研究所「アジアビジネスに関するアンケート調査」（以下、同）

ことなどが収益満足度の改善の背景にある。また、前回調査時点では高額紙幣廃止などの経済への悪影響を受けていたインドでは、17年度にその影響が緩和され、DIはマイナス圏にとどまったものの数値は改善した。

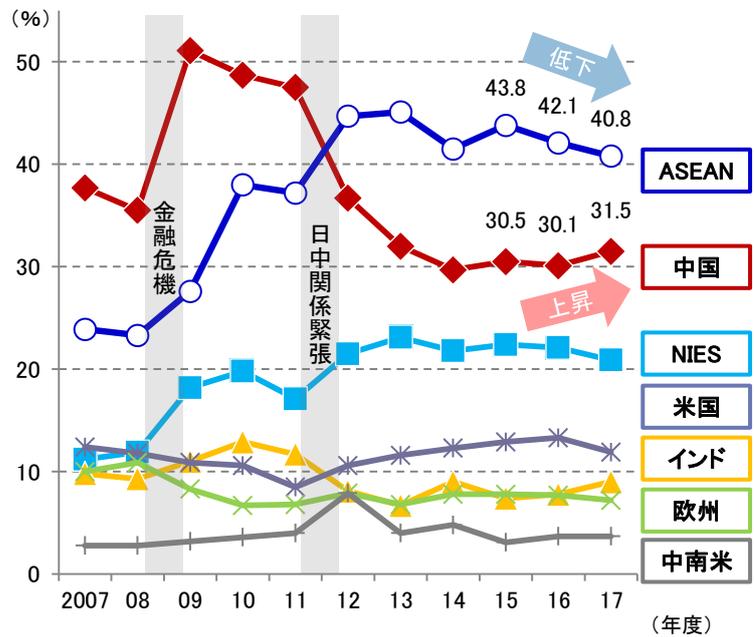
¹ 主な質問は、中国、NIEs（韓国、台湾、香港、シンガポール）、ASEAN5（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム）、インドの11カ国・地域を対象とし、一部の質問は、CLM（カンボジア、ラオス、ミャンマー）、バングラデシュも対象とした。

² DI=（「満足」+「やや満足」）から（「やや不満」+「不満」）を差し引いて算出。

今後の最注力先として中国を再評価

第2のポイントは、ビジネス展開先として中国が再評価された点である。すべての回答企業による「今後最も力を入れていく予定の地域」としては、日中関係が緊張した12年度調査以降は中国からASEANにシフトしており、今回の調査でもASEANが首位を堅持し、中国が2番手の状況は不変であった。しかし、ASEANの回答率は低下した一方で、中国の回答率は上昇し、対照的な結果となった(図表2)。日本企業のASEAN重視は続くも、その勢いにはピークアウト感がみられる一方、中国ビジネスに対する取り組み姿勢は同国における景気持ち直しや日中関係の改善を受けて前向きになっている様子が見えられた。また、回答率の水準は低いものの、インドの回答率も上昇しており、成長持続が期待される同国の内需への期待を高めているようだ。

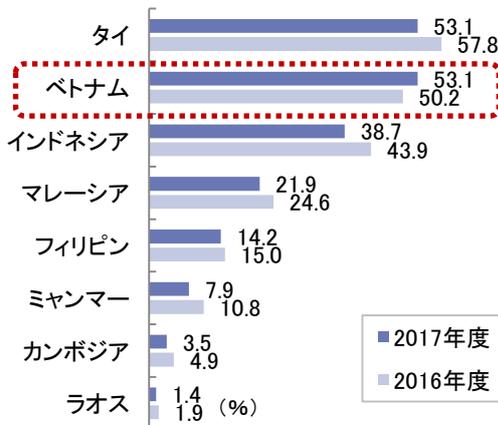
【図表2】日本企業の「今後最も力を入れていく予定の地域」(複数回答)



ベトナムの人気続く

第3のポイントは、ASEANに最も力を入れていくと回答した企業による国別の選択で、ベトナムのみ、回答率が上昇した点である(図表3)。投資インセンティブ、労働コスト、政治の安定性などの面からベトナムの投資環境が相対的に高く評価されていることが理由に挙げられる。さらに前回調査は米トランプ政権が環太平洋経済連携協定(TPP)離脱を宣言した直後でTPP漂流懸念などからベトナムへの関心は低下していた。しかし17年11月に米国を除く11カ国の大筋合意に至り、TPPは漂流を免れている。今回の調査で、「何らかのアジアビジネス」³を行っている企業(709社)に対し、今後TPP参加国に対してどのようなアプローチを実施・検討したいと考えるかを質問したところ、TPP域内の輸出先・輸入先として共にベトナムが1位、TPP域内の投資先

【図表3】今後最も力を入れていく予定の地域のASEANの内訳(複数回答)



(注) ASEAN5(タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、フィリピン)と CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)の8カ国の中からの選択を求めた。

³ アンケートでは、「アジアビジネスを一切行っていない」という回答項目を設け、100-「アジアビジネスを一切行っていない」=「何らかのアジアビジネスを行っている」とした。

としては日本に次いでベトナムが2位となっている(図表4)。ベトナムでは今後、輸出拠点と国内販売の両面で投資環境のさらなる改善が期待できることも、関心が上向いた背景にありそうだ。

米通商政策の影響を懸念

第4のポイントは、日本企業が米トランプ政権のアジア諸国・地域に対する貿易不均衡要求が、アジアビジネスへ悪影響を及ぼすことを懸念している点である(図表5)。為替レートの変動や米国との貿易摩擦を懸念する声は一部で現実化しつつあり、アンケート終了後の18年3月に米国が安全保障上の脅威を理由に鉄鋼・アルミ輸入品への高関税賦課、中国に対して知的財産権侵害への制裁として、

中国ハイテク製品への高関税賦課を発表、中国もこれらへの対抗措置を発表している。このほか、17年度は北朝鮮情勢の緊張が高まった。18年6月12日に予定される米朝首脳会談の行方は不明だが、再度、緊迫すれば為替レートやサプライチェーンへの影響が懸念される。

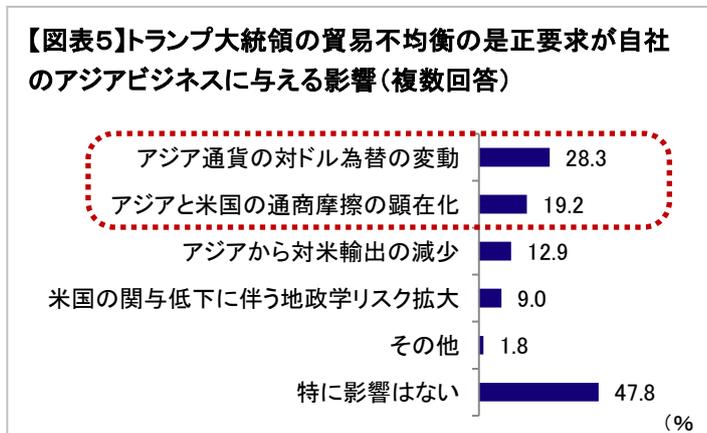
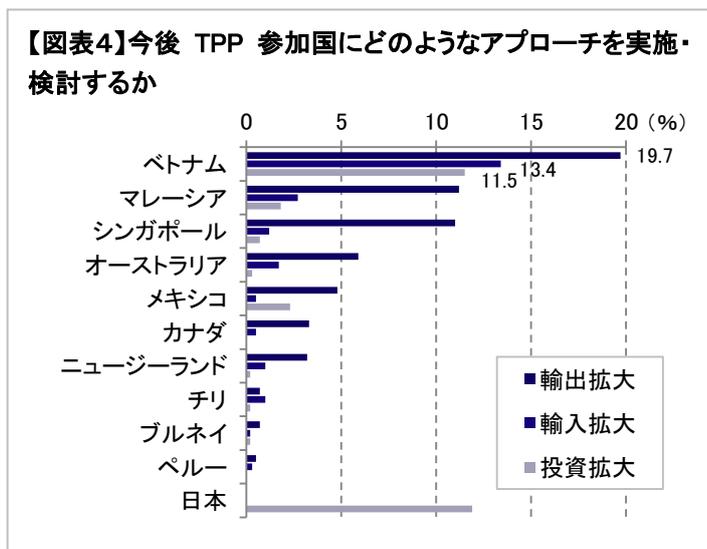
アジアビジネスの方向性

今回の調査結果を踏まえて、18年度の日本企業のアジアビジネスの方向性について考察したい。

まず、17年度に大きく回復した日本企業のアジア拠点の収益は、18年度も堅調さは維持しつつも下振れリスクが高まると見込まれる。みずほ総合研究所では、18年から19年にかけて世界経済の拡大が徐々にピークアウトし、これまでアジア経済をけん引してきた輸出の増勢は和らぐとみている。

17年にみられたスマートフォン関連を中心とする急速な拡大も一服する可能性が高い。18年3月に2期目の習近平政権が発足した中国では、不動産バブルや過剰債務による金融リスクを防止するため、金融規制が断続的に強化されていることを受けて、投資を中心に成長率は緩やかに低下すると予想される。米中貿易摩擦のリスクも燻っており、アジア全体での成長率の緩やかな低下を受けて、アジア拠点の収益は、底堅く推移しつつも17年度ほどの急伸は期待できないと見込まれよう。

次に、日本企業のアジア投資において、中国を再度見直す動きが期待される。前述の通り、中国経済は今後成長率の緩やかな低下が予想されるが、その内訳では、投資は抑



制的になるも、消費は堅調に推移すると見込まれている。アンケートからは、市場としても、調達先としても中国を再度見直す動きがうかがえ、第2期習政権の下で政治の安定と環境汚染などの改善が進むと見込まれていることや、日中関係の改善なども好材料になっているといえそうだ。

このほか、米トランプ政権の動向がアジアビジネスの売上や拠点収益向上に対する逆風となり得る点には留意が必要だろう。トランプ政権は、

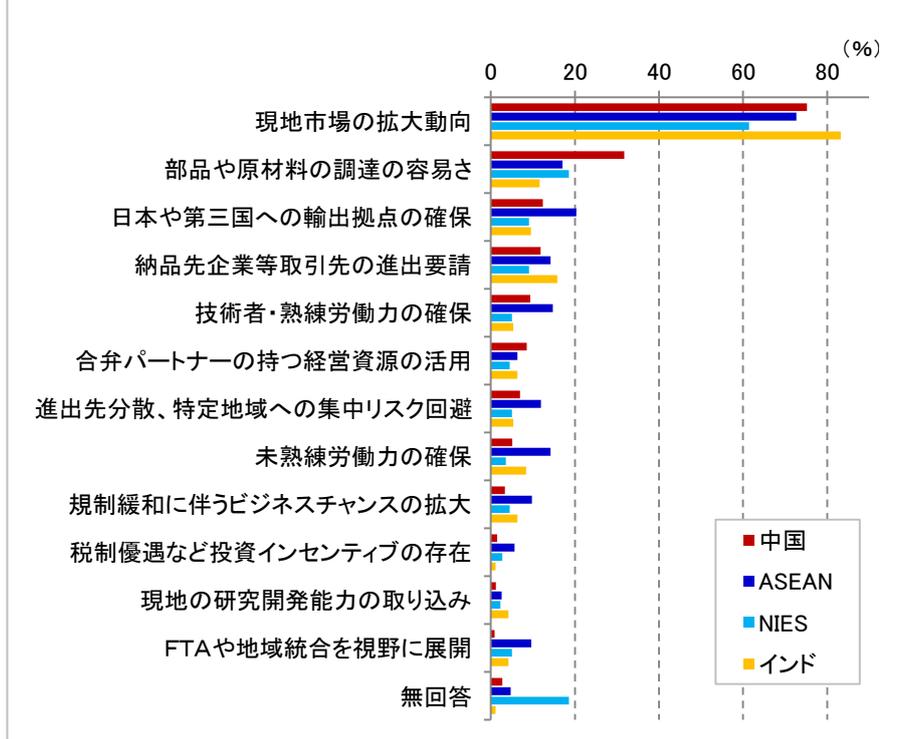
米国内の雇用流出の一因として対米貿易黒字国に対しては厳しい姿勢をみせている。アジア諸国・地域の多くは対米貿易黒字を抱えており、18年11月の中間選挙を控えてトランプ政権がより強硬な手段に出ると、中国なども対抗して貿易摩擦が広がる可能性は否定できず、警戒を要する状況が続くことになりそうだ。また、北朝鮮情勢も気掛かりである。平昌冬季五輪への北朝鮮の参加を機に融和ムードが演出されているが、予定される米朝首脳会談が破たんすれば再度緊張が高まり、円高やサプライチェーンへの影響が懸念される。

アンケートを踏まえた提言

最後に、本アンケート結果を踏まえて、日本企業および日本政府に対する提言についても考えてみたい。

第1に、日本企業のアジア進出の目的は内需狙

【図表6】今後最も力を入れていく判断材料



いとなっており、政府はアジアの内需拡大に資する支援を強化すべきであろう。アンケートでは、日本企業のアジア進出動機のうち、「現地市場の拡大動向」の回答率が6~8割に達しており、アジアの内需の取り込みを主目的に、ビジネス展開を図っている様子がうかがえた(図表6)。内需拡大の基盤・基礎となる電力、港湾、産業道路などの工業インフラに続き、都市インフラの本格整備が重要になり、その際、環境、安心安全、防災などへの配慮もまた重要要素となる。これらの分野において日本国内で蓄積してきたノウハウを活かしつつ、アジアのインフラ整備に取り組むことが、結果的に、アジアの内需拡大に寄与し、日本企業が市場拡大の恩恵を受けることにもつながると考えられる。

第2に、TPPに続きRCEPについても早急な合意を目指して交渉を進めていくべきであろう。TPPの重要性については論を待たないが、アジアビジネスの観点からは、日中韓、ASEAN全10カ国、インド

が揃って参加する RCEP も重要であろう。また RCEP は物品貿易に加えて、サービス貿易、知的財産、電子商取引、政府調達、紛争解決等、18 分野の交渉が行われており、アジアビジネスの広域ルール策定という意味からも、TPP に続いて RCEP の推進が一層求められよう。

第3に、日中関係正常化の気運を、ビジネスチャンスとしても活かすべきであろう。今回調査では、日本企業が中国を再度見直している様子がうかがえる結果となった。中国経済には、金融引き締めや貿易摩擦などに伴う景気下振れリスクがあることには留意しておく必要があるが、電子商取引(EC)、人工知能(AI)、シェアリングエコノミーなどの新分野ではイノベーションが進捗しつつあるなど、経済のダイナミズム自体は失われていない。日中ハイレベル対話では、多国間貿易および投資で日中両国が責任ある役割を果たすことなどで一致し、RCEP 推進、日中経済深化推進、日中第三国協力などでも一致した。世界的に保護主義の蔓延が懸念されるなかで、多国籍自由貿易・投資において、日本が中国のコミットを促すことの重要性は従来以上に高まっており、日中政府間連携の進捗が求められる。そのうえで知的財産権なども含めた分野における透明性の高いルールの下で、日中企業間連携の機会が、日中二国間、さらには広域アジアの第三国でも深化することが期待される。

※本稿は酒向浩二「ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018年2月アジアビジネスアンケート調査結果」(みずほ総合研究所『みずほレポート』2018年5月2日)の抜粋、転載です。全文は以下 URL をご参照ください。

<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report18-0502.pdf>



拡大するフィリピンの消費市場と 参入障壁

江本知弘 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

海外消費市場をターゲットとする日本企業の進出が加速する中、フィリピンが注目を浴びつつある。同国では2015年に人口が1億人を超えているほか、平均年齢が約23歳と若年層の割合が高く、今後の持続的市場拡大が期待できる。加えて、ASEAN諸国の中でもトップクラスのGDP成長率を記録しており、16年に誕生したドゥテルテ政権では22年までに一人当たりGDPを現在の約USD3,000からUSD5,000に引き上げ、フィリピンを上位中所得国入りさせるために、さまざまな取り組みを行っている。そこで、本稿では拡大を続けるフィリピンの消費市場としての魅力とともに、外資系小売企業が同国に参入する際の問題点について紹介する。

1. はじめに

フィリピン共和国(以下、フィリピン)は7,000を超える島々からなる島国であり、日本とも国境を接している。日本ではフィリピンの貧困や治安、インフラなどの問題が報じられることが多く、ネガティブなイメージをもたれることが多かった。しかしながら、現在のドゥテルテ政権では貧困削減、治安改善政策や「Build Build Build」と呼ばれる大規模なインフラ整備を積極的に推進し、2022年までの6年間で約8兆ペソを投じ、首都圏交通網や空港などの整備を計画している。日本でも最近はこうした報道が数多く行われるようになったことで、生活面や治安面におけるフィリピンに対するイメージは大幅に改善されつつある。また、フィリピンはアメリカ式の義務教育制度を導入しているため、国民の識字率は約96%の高いレベルに達しているほか、一つひとつの島が独自の言語を持つ多言語国家であることなどから言語の統一を必要としたため、英語教育が



マニラ中心部の街並み

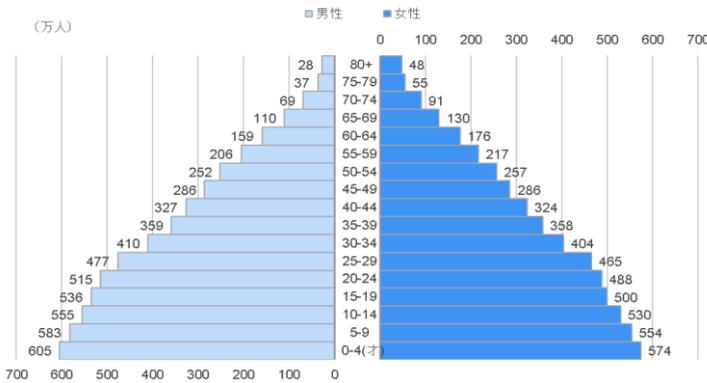
普及しており、現在は国民の約9割が英語を話すという世界第5位の英語人口を有する。このことは外資系企業がフィリピンに進出する際に、事業を円滑に進めるうえでのメリットの一つとなっている。

2. 消費市場としての魅力

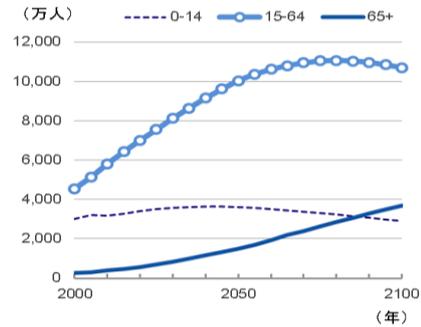
【人口構成】

中・長期的な視点から消費市場を特定するうえで、総人口とともに生産年齢人口や年齢別人口構成を

【図表1】2020年フィリピンの男女・年齢別人口構成



【図表2】年齢別人口構成の中位予測



(資料) United Nations (2017), World Population Prospects: The 2017 Revision

検証することが重要になる。直近の 2016 年時点データで、フィリピンの人口は1億 420 万人を超え、毎年約2%の割合で増加している。平均年齢は約 23 歳と若年層人口に厚みがあり、20 歳未満の人口が4割以上を占めるなど人口構成は典型的な富士山型(図表1)になっている。生産年齢人口(図表2)も2050年には1億人を超え、そのピークは2075~80年まで続くと見られている。同じく ASEAN の有望市場と見込まれているタイやベトナムでは生産年齢人口がピークアウトし徐々に減少していくことが見込まれている中、フィリピンは最も将来性を有する人口構成を持つ。小売の観点から見れば、消費を先

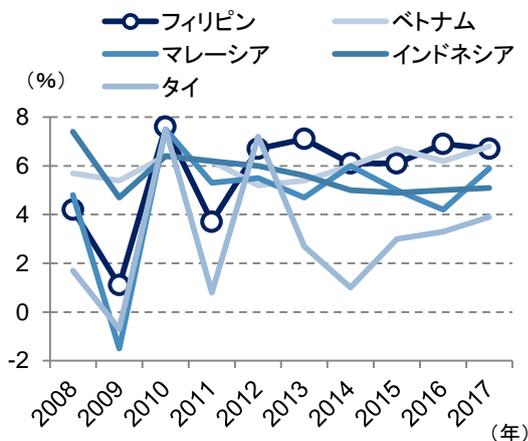
導していく若年層がこれからも増加し続けると考えられ、この層をどのように取り込んでいくかが中・長期戦略のカギとなろう。ただし、フィリピンが今後も経済成長を続けていくためには、同国に産業が根付き、この優位性を活用していくことが大前提としてあることは注意しなければならない。

【GDP 推移】

かねて ASEAN 各国が高い GDP 成長率を達成する中、フィリピンは政情の混乱や自然災害などが相次ぎ、他国に比べ遅れを取っていたが、近年は6%以上の成長率を維持しながら高い経済成長を続け、消費市場の拡大につながっている(図表3)。

足もとでは、17 年の経済成長率は 6.7%と、ASEAN においてベトナムの 6.8%に次ぐ2番目の成長率を達成し、一人当たり GDP は 08 年の 1,925 米ドル(以下、ドル)から 17 年には 2,994ドルへと上昇した(次頁図表4)。フィリピンは特に所得格差¹が大きい国であることから、一人当たり GDP を大きく上

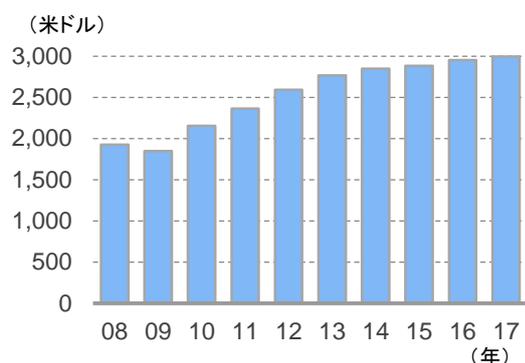
【図表3】ASEAN 各国の GDP 推移



(資料) IMF

¹ フィリピンは所得・資産分配の不平等度などを示す指標であるジニ係数 0.4 を超えている。ジニ係数は 0~1 で示され、0 は所得格差がまったくない状態、1 は所得格差が非常に大きい状態を示す。一般的に、ジニ係数が 0.4 を超えると、デモや暴徒化などの社会的混乱が起きるレベルと言われる。

【図表4】一人当たり GDP 推移



(資料)フィリピン政府統計局、IMF、CEIC

回る中・高所得層の人々が多数存在していることを示唆していると考えられる。実際に一人当たり GDP を地域別でみると、中・高所得層が集中する首都圏 (National Capital Region。以下、NCR)は 8,768ドルとなっており、NCR の一人当たり GDP は全国平均の3倍近くに達していることが分かる。さらに言えば、NCR の数値も同地域の平均値であるため、地域や所得者層によっては、極めて高い購買力を有した消費者が存在することが分かる。

実際、同国の日系のラーメン屋を平日の昼食時に訪れると、1杯約 1,000 円の価格帯にも関わらず、家族や友人、会社員の人々で賑わっていた。フィリピンの消費者は他国に比べても消費意欲が強い傾向が指摘されており、給料が入るとすぐに消費してしまうと言われていることを考慮しても、データで示される以上に、消費市場としての潜在力は高いと考えられる。

3. 待たれる外資参入障壁の撤廃

市場規模や潜在性では高い魅力を持つフィリピンだが、外資系小売企業による市場参入の障壁となっているのが、地場の零細小売業を保護するための市場参入規制である。ここで、外資系企業がフ

ィリピンの小売市場に参入する際に課題となるポイントを整理する。

(1)最低払込資本の要件および店舗あたりの投資額の要件

- ① 通常の小売業者の場合、払込資本金 25 万ドル、一店舗あたりの投資 83 万米ドル以上
- ② 高級品もしくは贅沢品に特化した小売業者の場合、一店舗あたりの払込資本金 25 万米ドル以上

(2)事前資格審査

外資企業がフィリピンで小売事業を行う場合、フィリピン投資委員会を通して貿易産業庁による事前資格審査を受ける必要がある。小売業については上記の資本金に関する規制のほかに、次の①～④の要件をすべて満たす場合、100%外資での進出が認められる。

- ① 親会社の純資産が2億米ドル以上(上記(1)に該当する場合)、5,000 万米ドル以上(同(2)に該当する場合)
- ② 世界で5件以上の小売店舗もしくはフランチャイズを展開し、少なくともその1店の資本金は 2,500 万米ドル以上
- ③ 小売業で5年以上の実績を有する
- ④ フィリピンの小売企業の参入を認めている国の国民もしくは同国で設立された法人

(3)株式公開要件

上記1および2の要件に加え、小売事業を行う現地法人に対する外資の出資比率が 80%を超える場合、事業開始から8年以内に最低 30%の株式を

株式市場において公開する必要がある。

上述した条件をすべて満たせば、外資 100%での出資が可能であるため、原則的にフィリピンの小売市場は外資系企業に開放されていると言えるが、上述した条件を全て満たすには相応の資本力を必要とするため、実質的には高い参入障壁があると言える。現在、進出済みの日系企業で外資 100%で参入しているケースはなく、地場有力企業との合弁か、フランチャイズ契約となっている。つまり、外資系企業が小売事業を目的にフィリピンへ進出するためには、資本力のある一部の大手企業か、フィリピン資本の現地パートナーを見つけ、展開していく方法を選択するしかないのが現状だ。

4. 日系企業の商機

フィリピンの小売市場は、外資系小売業に対する高い参入障壁から、国内での競争・淘汰が進まず、国際競争力が弱い傾向にあった。しかしフィリピン政府は今後、小売業の外資規制緩和に踏み切る方針を示している。詳細な条件は明らかになっていないため、今後の動向を注視していく必要があるものの、店舗当たりの払込資本金の引き下げなどが予想されている。規制が緩和されれば、日系を含めた多くの外資系中小企業にも進出の可能性が広がるだろう。

一方で、仮に外資への規制が緩和されたとしても、大きな阻害要因が残る。それは、ショッピングモール等を運営する国内大手財閥の存在で、小売業にとって重要な店舗立地について、地場の財閥が立地条件の良い不動産を抑えていることだ。フィリピンでは、一定以上の集客が見込めることから、小売業者はショッピングモールに出店する形態が一

般的である。そのため、外資への規制緩和が行われたとしても、あえて独資ではなく、地場の財閥系企業と提携しながら展開していくという流れは変わらない可能性もある。実際、フィリピンで事業を展開している大手日系小売企業も例外ではなく、大手財閥が運営するショッピングモールに出店し、店舗数を増やしている。担当者のお話では、地元の手財閥企業と提携することで、集客力のあるエリアに出店することが可能となるほか、当局対応時におけるサポートなど、メリットも多いと指摘する。潜在的成長市場であるフィリピンにおいて安定した環境でビジネスを展開していくためには、地場パートナー企業との協力・提携は引き続き検討すべき形態の一つといえるだろう。

5. 最後に

消費市場としてのフィリピンの今後を展望すると、同国経済が急激に悪化しない限り、人口・一人当たりGDPが上昇していくことが予想されることから、外資規制やインフラ、治安問題など多少の懸念材料は残るものの、今後も市場拡大を続けていく可能性が高い。冒頭でも述べたとおり、消費市場としてのフィリピンは注目を浴びつつあり、近い将来、アジアの中で最も魅力的な消費市場の一つになるであろう。所得額の上昇とともに、日系企業の得意とする、より質の良い製品やサービスを求める消費者のニーズが高まることも予想され、若年層を中心とした消費者のニーズを的確に捉えることができれば、十分に商機を捉えることは可能だろう。今後のフィリピンの消費市場動向に注目していきたい。



岐路に立つ広交会

張心悅 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー一課

中国でもっとも歴史を持つ、国内最大規模の見本市、広州交易会（以下、広交会）が曲がり角を迎えている。かつては中国製品の調達を目指す海外企業と海外への輸出を目指す中国企業がこぞって参加し、シーズン中は市内のめぼしいホテルが満室になることも珍しくなかった。しかし全国各地で同様の、あるいは、より専門的な見本市や展示会が開催されるようになるとともに、競争力が低下。さらにインターネットを経由した調達、販売が普及してきたこともあり、集客数や成約額の伸び悩みをはじめ、数々の課題に直面している。時代の流れとともに、そのあり方を進化させることはできるのか。広交会の現状を紹介する。

中国で最も歴史ある展示・見本市

広交会（正式名称：中国輸出入商品交易会＝China Import and Export Fair）は、毎年2回、春と秋に広州市で開催される、貿易商品の展示会である。1957年に対外貿易・商品輸出の窓口として商務部と広東省政府により創設され、以来61年にわたり、一度も中断することなく、中国で最も歴史と規模を有し、かつ世界でも有数の総合的な商品展示会として名を馳せてきた。

また、10年前の08年秋からは会期を3つに分け、出展品目別に展示している。今年春に開催された第123回は、電化製品から日用品、服飾、食品、医療機器まで、幅広い製品が出展された（図表1）。

広交会の規模は中国の経済成長とともに著しい伸びを見せ、初回の参加者（バイヤー）数1,223人、成約額1,800万米ドルから、直近の第123回春は参加者が214カ国・地域から20万名超、成



中国輸出入商品交易会（広交会）

【図表1】第123回広交会の出展製品分類

期間	製品別
第一期 (4月15-19日)	(1)電子、家電製品、(2)照明製品、(3)車両、部品、(4)機械、(5)金属・工具、(6)建材、(7)化学工業製品、(8)新エネルギー、(9)輸入展示区
第二期 (4月23-27日)	(1)日用品、(2)ギフト、(3)室内装飾品
第三期 (5月1-5日)	(1)繊維、服飾品、(2)靴、(3)事務用品、トランク・カバン、レジャー用品、(4)医薬、医療、保健用品、(5)食品、(6)輸入展示区

（資料）www.cantonfiar.org.cn

約額が約 300 億米ドルとなっている(図表2)。

内訳をみると、参加者数の国・地域別トップ 10 は香港、インド、米国、韓国、台湾、タイ、ロシア、マレーシア、オーストラリア、日本で、上位 10 カ国・地域中の7つ、全体の約 55%をアジア圏が占めた。輸出成約額の製品別の上位3位は電気・機械類(総額の 52.8%)、軽工業製品(26.6%)とアパレル(4.7%)で、これらだけで全体の8割以上を占めた。出展側は、計 2.5 万社超がブースを構えた。

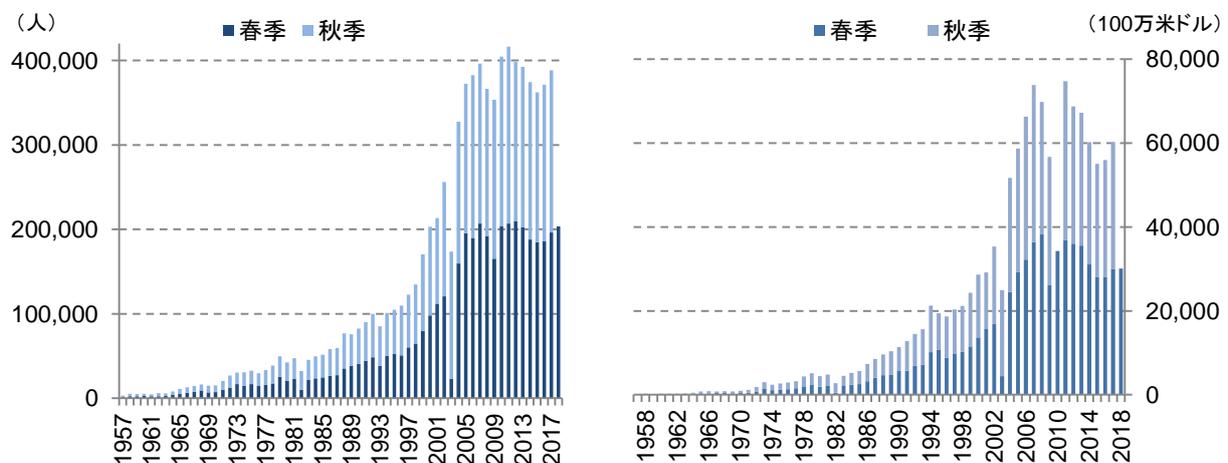
また、交易会はもともと、中国からの輸出を念頭に置いた展示会だったが、07 年春の第 101 回から輸入展示区も設置され、外国企業が出展して中国への輸入にかかる展示も行われるようになった。第 123 回は輸入展示区に 34 国・地域の 617 社が出展し、インドやパキスタン、韓国企業の展示が目立った。このほか、近年は、シルクロード経済圏構想「一帯一路」に関連し、一帯一路沿線諸国の参加者数も増え続けている。第 123 回の広交会にも沿線各国から9万人が参加し、成約額も過去最高の 96.7 億米ドルと、成約総額の約

三分之一を占めたほか、輸入展示区の出展も 21 国・地域の 382 社で、全体の6割を占めるなど、「一帯一路」を活用して積極的にビジネスチャンスを探る姿勢が見られた。

日系企業と広交会

日本からはここ数年、毎回約 5,000 人が来場し、中国調達先の開拓や情報収集の場として活用されているようだが、出展する日系企業は極めて限られている。食品・飲食関連企業の間で近年、中国市場への注目が高まる中、第 123 回の第三期に出展した日系食品関連企業も一社のみで、中国人の海外営業担当者を通じて広交会を知ったという。ただし、日系企業へのバイヤーの注目度は高く、初出展にもかかわらず、同社のブースにはサンプルを求めたり名刺交換したりするバイヤーが詰め掛け、アジア各国のほか、米国やドバイなど、海外各国のバイヤーとの商談に追われていた。当社スタッフによると、バイヤーには日本製＝質が良く信頼性も高いと認識されており、「(広交会に)来て良かった。また次回の出展も検討したいし、他の日本企業にも出展をお勧めしたい」

【図表2】広交会参加者数(左)と成約額(右)の推移



(資料) www.cantonfiar.org.cn

と感想を述べた。

このほか、日本製の美顔器やスキンケア用品、ベビー用品の代理店として出展した上海企業によると、出展の狙いはマーケット調査で、中国国内はもちろん、広交会に参加するバイヤーを通じ、海外マーケットの反応を確認しているとのこと。中でも人気は美顔器やスキンケア商品で、中国企業よりも米州やアフリカなどの参加者からの関心が高いという。

直面する課題

さて、中国を代表する展示会として長年にわたり海外との架け橋となってきた広交会だが、冒頭で述べたとおり、足もとでさまざまな課題に直面している。その一つが、他の展示会との差別化である。対外貿易の窓口として大役を果たしてきたものの、近年は「中国を代表する展示会」として象徴性が高まる半面、自動車や化粧品など、ターゲットとなる商品やバイヤーを絞った展示会と比べると、規模が大きい分、総花的すぎて専門性が不足していたり、分野によって出展者数や充実度にはばらつきがあることは否めない。

同様の問題は全国各地でも起きている。中国商務部の統計によると、中国の展示会・見本市業界は世界トップの規模にあり、17年に開催された展示会は5,604回、展示総面積は1億642万㎡、利益率は21.6%と、いずれも上昇基調にあるという。しかし、専門人材の不足、成果・効果を無視し資源を浪費した展示会の存在、展示スペースの供給過剰などの問題も顕在化している。中国会展経済研究会が公表した同年の全国の展示会の展示面積ランキングでは、春・秋広交会の118.5



日系企業の出展ブース

万㎡が1、2位となり、3位(45万㎡)の約2.6倍に達している。実際に会場を訪れた際も、会場が広すぎて目的のブースになかなかどり着けなかったり、インフォメーションセンターの情報が不完全であったりと、多くの課題を感じさせた。

こうした問題は、海外から参加、あるいは出展する企業にとって、大きなハードルになると考えられる。特に出展企業としてブースを設置するには相応のコストや労力を要するほか、中国国内企業をターゲットとする輸入展示区の出展数が全体の数%にすぎないなど、費用対効果に懸念が残るといった意見も聞かれる。来場者が効率よく視察・商談できるような設営上の工夫や、カスタマーサービスの質の向上策を講じ、参加者・出展者双方が新たなビジネスチャンスをつかむことができるよう後押しすることが、今後の広交会にとっては重要な課題となるだろう。

今後の展望

文化大革命、SARS、アジア金融危機など多くの困難を乗り越えながら、一度も休会することなく、中国の対外貿易の発展を支えてきた広交会は、その役割を大きく変える時期にさしかかっているのかもしれない。なかでも、インターネットを介した

電子商取引(EC)の発展により、規模の大小にかかわらず、より多くの情報を速やかに把握したり、調達・販売にかかる時間とコストを大幅に節約することができるようになり、展示・商談会そのものの必要性を問い直す声も聞かれる。

こうした動きを受け、現在の広交会は、ECプラットフォームの導入などを通じ、展示や商談の手段を進化させているほか、商品輸出入における商談や情報収集の場でありながら、中国企業と海外企業のクロスボーダーM&Aも含めた投資関連の商談も行われるなど、ますますその内容を多様化させつつある。新市場の開拓や既存商品のマーケットテスト、新商品企画のきっかけといった、中国貿易入門としての従前の役割とともに、他の展示・商談会と比べ競争力を有する、来場体験の質向上や展示商品の分類の最適化、輸入展示区への誘致など管理面でのさらなる工夫を通し、時代に沿った転換を進めていくことが求められよう。



【India】

日印間の人的役務提供等に係る 源泉所得税

遠藤衛、岩瀬雄一 Fair Consulting India Pvt. Ltd.

日系企業がインドへ進出する形態には、駐在員事務所、支店、プロジェクト・オフィス、現地法人および LLP¹があるが、日系企業の大部分は Private Limited である現地法人として進出しています。このうち現地法人が特に商社機能として事業展開している場合、インド子会社が日本親会社もしくはグループ会社と、インド第三者企業との仲介等を行うことにより、役務提供の対価を日本親会社もしくはグループ会社に請求することが一般的な取引となっております。また、駐在員事務所としてインドに進出している企業が、インド第三者企業から人的役務提供を受け手数料を支払うことも通常の取引となっております。これらの取引の対価として手数料等を支払う際の源泉所得税の取り扱いについて、インドの源泉所得税率および移転価格税制の論点は割愛し、今回は現地法人、駐在員事務所および支店別に留意点をまとめたいと思います。

現地法人～日本国からインドへの支払い

日印租税条約において、日系企業が PE²を有する場合は、原則として同条約第5条および第7条に基づいて処理されます。今回は PE 認定されていない(PE を持たない)現地法人を前提とし、日本親会社とインド子会社間で業務委託契約が締結され、

日本親会社がインド子会社に技術上の役務に対する対価を支払う場合、日印租税条約第12条が適用されます。日印租税条約12条は使用料および技術上の役務に対する料金について規定しており、第2項において源泉所得税率は10%を超えないものとする定められております。更にこの日印租税条約には同第12条第6項において、いわゆる債務者主義が採用されており、インド国内で発生した業務委託契約の所得は日本国内源泉所得となります。すなわち、この日印租税条約における債務者主義とは、使用料および技術上の役務に対する支払者が日本の居住者である場合は所得の発生地置き換えがなされ、日本国の国内源泉所得と見做されます。その結果、支払者である日本親会社は日本国税務当局に源泉所得税を納税する義務が発生します。また、インド子会社は、日本親会社から支払いを受ける日の前日までに「租税条約に関する届出書」を日本親会社経由で日本親会社の所轄税務署長に提出することにより、限度税率である10%を適用することができます。

上記の論点はインド関連者であればよく知られたところではありますが、見落としがちなのが、日本親会社から対価を得たインド子会社は日本国内で課税所得が発生しているため、日本国法人税法141条に基づき法人税申告義務が発生している点です。この法人税申告は収入に係る総原価を控除した所

¹ LLP=Limited Liability Partnership、有限責任事業組合。

² PE=Permanent Establishment、恒久的施設。

得、すなわち税引前利益となる課税所得に対して課税されるため、当該対価以外の日本の国内源泉所得を有さないのであれば、源泉所得税額が還付になるケースが多いと思われます。よって日本税務当局から無申告である旨の指摘を受けた場合においても、還付であれば無申告加算税、延滞税といった罰金の支払いは不要となりますが、所得計算をした結果、税額が発生する場合には本税に加えて罰金である加算税を支払う必要があります。

現地法人～インドから日本国への支払い

日本親会社とインド子会社（現地法人）間でロイヤルティー契約が締結され、インド子会社が日本親会社に使用料の対価を支払う場合、日印租税条約第 12 条が適用される点は上記と同じです。よって第6項の債務者主義が適用となり、日本国内で発生したロイヤルティー契約の所得はインドの国内源泉所得となります。その結果、支払者であるインド子会社はインド税務当局に TDS（源泉所得税）を納税する義務が発生します。

この論点もインド関連者であればよく知られたところであり、インド子会社から対価を得た日本親会社はインド国内で所得が発生しているため、インド税務当局に法人税申告義務が発生します。

駐在員事務所～インド国内での駐在員事務所からインド第三者への支払

PE 認定されていない駐在員事務所を前提とし、インド居住者であるコンサル会社等と業務委託契約を締結し、インド駐在員事務所がコンサル会社等へ技術上の役務に対する対価を支払う場合、日印租税条約第 12 条が適用されます。通常、当該支払

いはインド駐在員事務所の銀行口座から支払われますが、駐在員事務所は日本本店の一部であるため、当該支払いは日本本店が行うものとして第6項における債務者主義が適用となり、インド国内で発生した業務委託契約の所得は日本の国内源泉所得となります。その結果、日本本店が日本国税務当局へ源泉所得税を納税する義務が発生します。このロジックをインド税務当局が理解し、インド税法上の源泉所得税（TDS）を課税しないかといえ、疑問が残るところとなります。

このようなトラブルを避けるため、日本本店がインド第三者企業へ直接、技術上の役務に対する対価を支払うことが考えられますが、通常 RBI（インド準備銀行）が駐在員事務所設立を許可する通知書には駐在員事務所の経費はすべて、駐在員事務所の銀行口座から支払う必要がある旨の記載があるため、コンプライアンス上は厳しくなります。

さらに、インド第三者企業が受取る技術上の役務に対する対価についても、債務者主義による所得源泉地の置き換えが行われるため、インド第三者企業が日本の国内源泉所得（法法 138①四）を有することとなり、技術上の役務に対する対価から生ずる所得に関してインド第三者が日本国税務当局に法人税法第 141 条第1項第2号により法人税の納税義務が発生します。具体的には、インド第三者が当該所得を有することとなった日以後2カ月以内に、外国普通法人となった旨の届出書を提出し（法法 149 条）事業年度終了の日から2カ月以内に確定申告書を提出し法人税を納付する義務を負います。

支店～インド国内での支店からインド第三者への支払

支店は PE の典型例となります。支店がインド居住者であるコンサル会社等と業務委託契約を締結し、インド支店がコンサル会社等へ技術上の役務に対する対価を支払う場合、日印租税条約第 12 条が適用となりますが、同第 12 条第 6 項の本文のみならず、但し書きに留意する必要がある点で、上記の PE 認定されていない駐在員事務所の取り扱いとは異なります。但し書きは「ただし、使用料または技術上の役務に対する料金の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設または固定的施設を有する場合において、当該使用料または技術上の役務に対する料金を支払う債務が当該恒久的施設または固定的施設について生じ、かつ、当該使用料または技術上の役務に対する料金が当該恒久的施設、または固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料または技術上の役務に対する料金は、当該恒久的施設または固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。」とあります。上記但し書き記載のとおり、支払債務が PE に生じ、かつ PE によって負担されるものであるとの条件を満たす場合には、国内取引と同様、と

の取り扱いとなっています。

すなわち、上記の条件を満たす場合はインドの国内源泉所得となるため、日本本店から日本国税務当局へ源泉所得税を納税する義務は発生しません。一方で、インド国内源泉所得となるため、インド支店がインド税務当局に TDS を納税する義務が発生致します。

留意点としては、上記の条件を満たさない場合、例えば、日本本店が負担し技術上の役務に対する対価を支払う場合は日本本店が日本国税務当局に源泉所得税を納税する義務が発生します。すなわち、インド第三者企業が受け取る技術上の役務に対する対価についても債務者主義による所得源泉地の置き換えが行われるため、技術上の役務に対する対価から生ずる所得に関してインド第三者企業が日本国税務当局に法人税法第 141 条第 1 項第 2 号により法人税の納税義務が発生します。具体的にはインド第三者が当該所得を有することとなった日以後 2 カ月以内に、外国普通法人となった旨の届出書を提出し（法法 149 条）、事業年度終了の日から 2 カ月以内に確定申告書を提出し法人税を納付する義務を負います。



遠藤 衛

Fair Consulting India Private Ltd
日本国弁護士

都内のインド法を専門とする法律事務所に入所、インド法務に関する案件を多数手掛ける。15 年 1 月よりインド・デリーの現地法律事務所に出向し、企業買収・合併事業にまつわる問題や契約書作成、労務管理など、日系企業がインドで抱える幅広いケースを取り扱う。インド税務・会計・法務に関してワンストップサービスを提供するため、16 年 12 月より、Fair Consulting Group に参画。



岩瀬 雄一

Fair Consulting India Private Ltd
取締役社長
日本国公認会計士・税理士



2000 年に大手監査法人東京事務所に入所。製造業を中心に、米国会計基準、国際財務報告基準、日本会計基準の会計監査業務を手掛ける。05 年に大阪事務所に転部し、株式公開業務に従事。07 年 10 月より大手監査法人インド事務所へ赴任し、10 年 11 月に日本に帰任。11 年 1 月に IIA Pvt. Ltd. 設立、同年 9 月に Fair India Pvt. Ltd. へ社名変更。

Business 【Vietnam】



ベトナムにおいて財務・税務デューデリ ジェンスを実施する際の留意点

金岡秀浩 KPMG ベトナム ホーチミン事務所

はじめに

日本企業のベトナム進出は近年、新規会社設立だけでなく、買収等の M&A による形態が増えている。これに伴い、買収意思決定前に実施する、買収対象企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー等の財務状態、および税務リスクを把握するための実態調査であるデューデリジェンス(以下、DD)の重要性が高まっている(図)。

そこで今回は、ベトナムにおいて財務・税務 DD を実施する際の留意点についてまとめる。買収対象企業の事業内容や規模等によって留意すべき点は異なるが、本稿では一般的かつ主要な事項を記載する。

財務 DD

1. 事業概要の把握

買収対象企業の事業、顧客基盤、社歴、ロケーション、キーパーソン等の事業概要を把握する。買収目的との適合性の再認識、買収後も雇用を継続したいキーパーソンの特定等につながる。

2. 提供される財務情報の信頼性の評価

DD は、買収対象企業から提供される財務情報(過去3年程度)をベースに進められるため、情報の信頼性の確認は非常に重要である。監査法人による監査を受けているかどうかで財務情報の信頼性は大きく異なる。オーナー企業で監査を受けていない場合、脱税目的の二重帳簿を作成していることもあり、その場合は最も真実に近い帳簿を特定し、それをベースに DD を進める。

3. 会計基準への準拠

ベトナムでは基本的にベトナムにおける会計制度(VAS)に準拠せざるをえないが、VAS は公正価値や減損会計において国際会計基準(IFRS)と大きく異なるため、会計基準差による重要な影響を把握しておく必要がある。VAS の概要については本誌第 63 号¹掲載の「ベトナムにおける会計制度の主な特徴」をご参照いただきたい。

4. 収益

顧客別売上高分析、製品別粗利分析、受注済み

【図】M&A の流れ



¹ 華南・アジアビジネスレポート第 63 号(2017 年 6 月号)

案件リストの通査等を通じて、買収対象企業の強みと営業力を把握する。独占販売権等の強みを有している場合には、契約上の残り年数を把握する。公共事業を行っている場合、賄賂や談合で受注をしていると買収後のコンプライアンスに影響を与える。オーナー個人または経営者の人的関係だけで受注している場合、買収後に彼らが会社を去ると関連分野の新規受注が見込めない可能性がある。

また、売上の認識基準は会計基準への準拠を確認し、架空売上等の有無を確認する。

5. 費用

不正な支出、重要かつ通常でない取引の有無を特定する。人件費に関しては、ベトナムでは近年、賃金が毎年上昇しているため、将来の人件費上昇に関する予測を立てる。

6. 運転資本

売上債権の回収サイトおよび仕入債務の支払サイトを分析し、買収対象企業の資金繰り、滞留債権の有無およびその回収可能性を把握する。ベトナムでは、会社が資金繰りに窮しサプライヤーへの支払いを遅らせることは日常茶飯事である。

棚卸資産に関しては、原価割れ商品の有無、滞留在庫の有無を把握し、実際の価値を見極める。

7. 固定資産

設備等の固定資産が老朽化している場合、買収後に多額の設備投資が必要になる。地盤沈下や土壌汚染等があれば、買収後に修復のための支出が必要になる。

VAS には減損会計が無いため、明らかに使用していない遊休資産がそのまま資産計上されている可能性がある。国際的な会計基準に照らした場合の減損リスクを評価する。

8. 土地所有権

ベトナムでは、土地は国民の共有財産と規定され、政府が管理し、使用者には「土地所有権」が付与される。買収対象企業が土地所有権を保有する場合には、権利証(レッドブック)の有無や使用期限等を慎重に確認する。

9. 負債

未払金や未払費用の計上漏れ、退職金、賞与等、支払義務があるにもかかわらず負債計上されていない項目を特定する。借入金に関しては返済時期、保有資産の担保提供の有無を把握し、買収後の資金需要を把握する。

10. 関連当事者取引

オーナーが所有する他の兄弟会社との取引の有無およびその影響を確認する。オーナーや経営者個人が会社から借入を行ったり、会社の資金を使い込んで費用処理したりしていないかを確認する。

11. コミットメントと偶発債務

取締役会議事録、経営会議資料等の文書を開覧し、その他の偶発債務やコミットメントの有無を確認する。

税務 DD

1. 納税状況

過去の申告および納税が期限通りに行われていることを確認する。また、二重帳簿を使った脱税をしていないか把握する。

2. 税務調査

過去の税務調査の議事録を開覧し、その際に受けた指摘事項を把握する。買収対象企業が長年にわたり税務調査を受けていない場合には、買収後

ただちに税務調査が入って追徴されるリスクがある。ベトナム税務当局は国内企業には甘い、外資系企業には厳しい。

買収の直近年度まで税務調査を完了しており、その際に大きな指摘事項が無かったとしても、賄賂等の不正な手段を使って税務当局と合意したのであれば、問題は根本的には解決していない。

3. 法人税 (Corporate Income Tax, “CIT”)

会社の事業に関連の無い費用、契約書やインボイス等の証憑が具備されていない費用、会計と税務で認識タイミングが異なる引当金等、損金性の無い費用が適切に税務上調整されているかを確認する。

優遇税を適用されている場合は、税法に則って享受できる要件を満たしているかを確認するとともに、優遇税適用の残存年数を把握する。

繰越欠損金がある場合は、金額および残存年数を確認する。

関連者間取引がある場合は、移転価格文書を適切に具備しているかどうかを確認する。

4. 付加価値税 (Value Added Tax, “VAT”)

会計上の売上高と、Output VAT の間に重要な差額が無いかを確認する。会計上の売上高の方が大きい場合、実際に発生した売上に対してインボイスを発行しないことにより脱税している可能性がある。

Input VAT に関しては、適切なインボイスおよびその他の証憑は具備されているか、還付または控除するための要件を満たしているかを確認する。

5. その他

外国契約者税 (Foreign Contractor Tax, “FCT”)、個人所得税 (Personal Income Tax, “PIT”) および社会保険料について、過去の税務調査での指摘事

項や、コンプライアンスの状況について確認する。

まとめ

上記は、ごく一般的な留意点を記載したにすぎず、網羅性を担保するものではない。買収対象企業の事業内容や規模によって、実施するDD手続きは適切にカスタマイズされるべきである。一般的に、新興国であるベトナムの企業はコンプライアンス意識が低いため、財務・税務 DD は必須である。ベトナムにおいて DD を実施する際には、DD の経験が豊富な会計事務所を選定されることをお勧めする。

また M&A の成否のカギを握るのは、買収後の統合プロセス (Post-Merger Integration, “PMI”) であることは言うまでもない。ベトナムは親日国であり、素直な従業員が多いと言われているが、適時かつ適切にコミュニケーションを取りながら親会社の仕組みを導入し、モチベーションとガバナンスのバランスを取り、買収後のシナジーの創出に繋げていくことが重要である。

金岡 秀浩

(かなおか ひでひろ)

公認会計士
KPMG ベトナム
ホーチミン事務所



ITシステムエンジニアを経て、2006年にあずさ監査法人大阪事務所入所。国内上場企業、SEC上場企業および外資系日本企業の会計監査、財務デューデリジェンス等に従事。14年7月よりKPMGホーチミン事務所へ赴任し、現地日系企業に対する会計、税務、投資および法務等のアドバイスを提供している。



【Malaysia】

マレーシア GST 廃止と SST 再導入

岡島伸宏 SCS Global CONSULTING (M) Sdn Bhd

1. 第 14 回総選挙**(1) 概要**

5月9日に第 14 回マレーシア総選挙(連邦議会上院選挙、任期5年、定数 222)が実施され、マハティール元首相率いる野党連合の「希望連盟」(以下、PH)が 111 議席を獲得したのに対し、ナジブ首相が率いる与党連合の「国民戦線」(以下、BN)は 79 議席に留まり、PH 勝利の結果に終わり、マハティール氏が新首相に返り咲くことになりました。

2013 年に実施された前回総選挙の際に、議席数では BN が上回りましたが、得票率では PH が上回っていたこともあり、事前に実施された世論調査でも PH の優勢が伝えられていましたが、依然国民に対して強い影響力を持つマハティール氏が BN を離党し PH の首相候補となったことから、PH の地滑り的な圧勝となる結果となりました。

PH のマニフェストの大きな柱は、▽ GST (Good and Service Tax 財貨・サービス税)の廃止、▽ 燃料補助金の復活、▽ 中国依存の高いインフラ投資の見直しなどが挙げられます。

(2) GST の廃止

GST の廃止は、PH のマニフェストの基本政策として掲げられていました。国家財政が悪化傾向にある中で、GST の廃止はさらなる財政悪化を招く恐れがあり、実現は困難であると否定的な意見も少

なくありませんでしたが、選挙後早々、100 日以内に GST を廃止することが新政権関係者により非公式発表され、実際に 16 日に GST の税率を 0% に変更する旨が、17 日には GST を廃止し、SST (Sales Tax and Service Tax 販売税およびサービス税)を再導入する旨が政府から公式に発表されました。

2017 年度において歳入 2,204 億リング(約 5 兆 9,508 億円)のうち約 20%となる 443 億リング(約 1 兆 1,961 億円)を GST による歳入が占めています。GST を廃止し SST を再導入することにより、歳入が大きく減少することが予想されますが、政府の合理化、投資プロジェクトの見直し・再評価を通じての歳入削減や、原油価格上昇に伴う石油税収増に伴う歳入増加を通じて、財政的に補完することが可能と新政権は判断しているようです。

2. GST 税率 0% へ**(1) 税率の変更**

6月1日付けで GST の標準税率 6% が適用されている取引について、税率 0% へ変更されることになりました。

これに伴い、事実上 6月1日以降の取引に関して GST が発生しないこととなりますが、GST 制度は廃止されていません。この税率変更は暫定的な措置であり、GST 登録事業者は、GST 納付額がゼロであっても、6月1日以降さらなるアナウンスがあるま

で引き続き GST 申告を実施する必要があります。

(2)FAQ の主な内容

GST を管轄するマレーシア税関(Royal Customs Malaysia)より、税率変更に伴う FAQ が公表されています。FAQ の主な内容は、以下の通りとなります。なお、17 日付けで発表された FAQ はキャンセルされ、新たに 22 日付けで FAQ が公表されている点には留意が必要です。

- ▽ 標準税率(6%)が課されているすべての財貨・サービス取引(Supply)の税率は、18年6月1日付けで0%課税に変更され、財貨・サービスの国内取引、財貨の輸入取引に対して適用されます。
- ▽ 免税取引(Exempt Supply)とされていた取引についての変更はありません。
- ▽ すべての GST 登録事業者は、引き続き「Tax Invoice」を発行する必要があり、税率0%と記載します。
- ▽ 6月1日より前に発行された「Tax Invoice」にかかる還付申請は、6月1日以降も実施可能です。また、還付申請中の取引についても6月1日以降に無効となることはありません。
- ▽ 6月1日より前に「Tax Invoice」が発行された取引について、実際の財貨の引き渡し、サービスの提供が6月1日以降である場合、税率0%が適用されます。
- ▽ 6月1日より前に財貨の引き渡し、サービスの提供があった取引に対し、6月1日以降に「Tax Invoice」が発行される場合は、税率6%が適用されます。
- ▽ 6月1日以降に財貨の引き渡し、サービスの提供があった取引に対し、6月1日より前に「Tax Invoice」が発行されている場合、①「Credit Note」が発行されない場合には6%課税として処理する必要があり、②「Credit Note」が発行される場合には、GST 申告書(GST-03)において調整する必要があります。
- ▽ 6月1日より前に財貨の引き渡しがあり、かつ6月1日より前に「Tax Invoice」が発行された取引について、6月1日以降に返品がある場合には、税率6%で「Credit Note」を発行する必要があります。
- ▽ すべての GST 登録事業者は、引き続き GST 法を遵守する必要があります。
- ▽ 月次または四半期ごとの GST 申告や、ATS(Approved Trader Scheme)、ATMS (Approved Toll Manufacturer Scheme)等の特殊スキームに基づく報告も継続する必要があります。
- ▽ GST 申告書(GST-03)において、従来「item 5(標準税率)」に記載していた課税取引情報は、6月以降「item5(a)(0%税率)」に記載することになります。

3. SST とは

SST は、販売税(Sales Tax)とサービス税(Service Tax)から構成され、15年4月に GST が導入されるまで実施されていた税制です。

販売税とは、国内で製造された物品または国外から輸入された物品の消費に対して課される一段階式の物品税であり、品目ごとに規定された0%

(免税)、5%もしくは10%の税率が適用されます。課税対象の物品を製造または輸入するすべての事業者は、ライセンスを取得する必要があり、ライセンスを保有する事業者は、納税義務が生じ、顧客に課税した販売税を納付する必要があります。

サービス税とは、課税対象サービスに課される税率5%の税制であり、ほとんどすべてのサービスが課税対象とされます。販売税と同様に、課税サービスを提供する事業者はライセンスを取得した上で、顧客に対してサービス税を課税し、納付する義務があります。

4. GST と SST の相違

GSTは最終消費者が負担する多段階式の課税であるのに対し、SSTは一段階式の課税である点が大きく異なります。GST制度において課税事業者は、売上に対して課されるGST(アウトプットGST)と、仕入や経費に対して課されるGST(インプットGST)の差額を申告納付するのに対し、SST制度において課税事業者は、顧客に対してSSTを課税し、徴収した税金を当局に納付することになります。

また、GSTが損益に影響がないのに対し、SSTは損益に影響します。GST制度において、アウトプットGSTは収益とはならず、インプットGSTも費用とはならないため、事業者の損益への影響はありません。他方、SSTは費用となるため、SST制度は顧客企業の損益への影響を及ぼすこととなります。

GST制度では売上に対してGSTが自動的に課税されますが、SST制度においては、売上に対してSSTは課税されません。したがって、負担したSSTを吸収するためには、顧客に対する売値を改定し、転嫁する必要があります。

5. 今後の動向

GSTおよびSSTに関するアナウンスには、今後も注目する必要があります。

SSTの詳細は新たに法案が公表されるのを待つ必要がありますが、新政権がSSTの「再導入」とアナウンスしていることから、今後導入されるSST制度は、GST導入以前に実施されていた制度と基本的には同様のものとなることが予想されます。

一方、SSTの税率を10%とすることを検討しているとの報道もあり、特に課税対象品目・サービスと税率や前回制度との変更点には、留意する必要があります。また、税務調査など当局の徴税活動といった運用面では当局の対応が異なる可能性がある点にも注意が必要となります。

今後、国家財政の状態に改善が見られない場合には、中長期的には(法人・個人)所得税率やSST税率の引き上げが政策課題となってくることが予測されます。



岡島 伸宏
(おかじま のぶひろ)

公認会計士(日本)
SCS Global Consulting (M)
Sdn. Bhd.

慶應義塾大学商学部卒業。中堅会計事務所にて法定監査、新規株式公開、財務コンサルティングを担当。2008年1月より、SCS Globalに参画、シンガポールにおいて日系企業の会計、財務、税務、法務及び業務拡大にかかるコンサルティングに携わる。09年からマレーシアに異動。マレーシア法人の取締役として、マレーシアで業務展開をしている日系企業に対して幅広いサービスを提供して、現在に至る。

Business 【China】



個人情報安全規範の施行

森規光 森・濱田松本法律事務所

一. はじめに

企業活動における個人情報の取り扱いの問題は、近年より重要性を増してきている。日本においては2017年5月30日に改正個人情報保護法が施行され、また欧州においてはGDPR(一般データ保護規則)が18年5月25日から適用が開始される予定であり、個人情報を取り扱う企業は対応が求められている。個人情報保護の強化の流れは中国においても同様である。中国では、携帯電話のアプリを利用した電子決済が日常的に利用されるなど、情報技術が急速に発展し、インターネットの応用サービスも普及しつつある。しかし、その反面、企業により大量に収集される個人情報の取り扱いが課題となっている。中国政府は17年10月1日に施行した「民法総則」において、個人情報が法律の保護を受け、個人情報の収集においては情報の安全を確保しなければならない旨の個人情報に関する原則的な規定を設けるとともに、「インターネット安全法」(17年6月1日施行)¹等の法令を公布し、個人情報の保護に向けた法整備を進めている。

このような状況の中で、17年12月29日、中国政府は、国家標準として、「個人情報安全規範」(以下「本規範」)を公布した。本規範は18年5月1日より施行されている。

¹ 「インターネット安全法」の概要については、拙稿「【China】解説・中国ビジネス法務第25回 インターネット安全法の解説と実務への影響」(本レポート60号(2017年3月))を参照されたい。

本規範は、企業等の組織または個人による個人情報の収集、保存、使用、共有、譲渡、ならびに公開および開示等の各情報処理プロセスについて、詳細な実務指針を規定している。本稿においては、本規範の主要なルールについて解説する。

二. 本規範の位置付け

本規範は、「国家標準」(標準化法2条)であり、国家標準の中でも「強制国家標準」ではなく、「推奨国家標準」に該当する²(標準化法2条2項、国家標準管理規則4条2項)。そのため、本規範は強制的な拘束力を有さず、その内容を遵守することを推奨されるレベルに止まる(標準化法2条3項)。

もともと、本規範は、主管管理監督部門や第三者評価機関等が行う個人情報処理活動への管理・監督および評価に対しても適用されるとされている(1条)。したがって、企業による個人情報の取り扱いが本規範に適合していないとしても直ちに法令違反にはならないが、本規範が主管管理監督部門による管理・監督に適用される以上、実務上、企業は本規範に対応した個人情報保護体制を構築し、運用することが求められる場合があると考えられる。

² 強制国家基準か推奨国家基準かの区別は、標準に付されている標準番号の記号により判断できる。すなわち、標準番号の記号が「GB」(中国語で国家標準のピンインである「Guo jia」「Biao zhun」の頭文字)である場合には強制国家基準、「GB/T」(Tは中国語で推薦のピンインである「Tui jian」の頭文字)である場合には推奨国家標準となる。本規範の標準番号は「GB/T 35273-2017」であり、推奨国家基準である。

三. 本規範における主要な概念

1. 本規範の主たる適用対象(個人情報管理者の意義)

本規範は、「個人情報管理者」の行動指針を中心に規定している。本規範において、個人情報管理者とは「個人情報の処理の目的、方式等の決定権を有する組織または個人」と定義されている(3.4条)。

そのため、個人情報を収集する組織等は広く個人情報管理者に該当すると考えられる。また、個人情報管理者は、「インターネット安全法」における個人情報保護規定の適用主体である「ネットワーク運営者」(ネットワークの所有者、管理者およびネットワークサービスの提供者。同法 76 条 3 号)の範囲よりも広範であると考えられるため、「インターネット安全法」による規制を受けない場合でも、本規範の対象となり得る点に留意が必要である。

2. 個人情報の意義

本規範において「個人情報」は、「電子またはその他の方式により記録した、単独で、またはその他の情報と結びついて、特定の自然人の身分を識別し、または特定の自然人の活動状況を表すことができる各種情報」と定義されている(3.1条)³。また、本規範は、個人情報のうち、「漏洩し、不法に提供し、または濫用すれば、人身および財産の安全に危害を及ぼす可能性があり、極めて容易に個人の名誉や心身の健康に対し、損害または差別待遇等

³ 個人情報の具体例としては、氏名、生年月日、身分証明書番号、生体認証情報、住所、通信連絡方法、通信記録およびその内容、銀行口座の暗証番号、財産情報、信用情報、行動追跡情報、宿泊情報、健康情報、取引情報等が挙げられている(3.1条注1)。

をもたらす個人情報」を、「個人センシティブ情報」として定義している(3.2条)⁴。

本規範は、「個人センシティブ情報」という概念を定義して、当該情報については、一般の個人情報よりも厳格な対応を要求している点に特徴がある。そのため、企業等が個人情報の収集、保存、使用等を行う際には、「個人センシティブ情報」に該当する情報を、他の個人情報と区別し、取り扱うことが必要である。

四. 本規範における主要なルール

1. 個人情報の収集・保存等に関する主要なルール

(1) プライバシー・ポリシーの制定

本規範は、個人情報管理者に対し、自らの連絡先等の基本情報、個人情報の収集・使用、第三者への共有、譲渡および開示する目的、個人情報の収集方法、頻度、保存場所および保管期限、構築された安全保護措置、個人情報主体の権利といった内容を含むプライバシー・ポリシーを制定し、公表することを求めている(5.6条)。

本規範は、付属文書 D において、プライバシー・ポリシーのモデルを解説とともに提示しており、プライバシー・ポリシーを制定するに当たり、実務上の参考になる。

(2) 個人情報主体の同意の取得

本規範は、個人情報を収集する際には、以下のとおり個人情報主体の同意を取得することを要求し

⁴ 個人センシティブ情報の具体例としては、身分証明書番号、生体認証情報、銀行口座、通信記録およびその内容、財産情報、信用情報、行動追跡情報、宿泊情報、健康情報、取引情報、14 歳以下の児童の個人情報等が挙げられている(3.2条注1)。

ている。

すなわち、個人情報管理者は、個人情報を収集する前に、個人情報主体に対して、提供する製品またはサービスの違いにより、収集する個人情報の類型ならびに個人情報の収集および使用に関する規則を明確的に告知し、個人情報主体の同意を取得しなければならない(5.3条 a号)⁵。さらに、収集する個人情報が個人センシティブ情報に該当する場合には、個人情報主体から取得する同意は明示的なものでなければならず、かつ当該明示的同意は、個人情報主体が完全に知った上で自発的に提供する具体的、かつ明確な意思表示ではなければならないとされている(5.5条 a号)⁶。そのため、例えば黙示の意思表示は個人センシティブ情報にかかる同意としては不十分であると考えられる点に留意が必要である。

(3) 個人情報の保存

本規範は、個人情報を収集した後に、直ちに「非特定化」⁷作業を行わなければならないと規定している(6.1条)。また、個人情報の保存期間を必要最小限の範囲内で抑える必要があり、保存期間を超過した場合、直ちに関連情報を消去し、または「匿名化」⁸処理を行わなければならないと規定している

⁵ 例外として、国家・公共の安全、犯罪捜査、裁判等に直接的に関連した個人情報、個人情報主体が自ら社会公衆に開示した個人情報、合法的に公開した情報の中で収集した個人情報、および製品またはサービスの安全かつ安定を維持するための個人情報等の収集および使用については、個人情報主体の同意を得る必要はない(5.4条)。

⁶ 本規範は、本規範の付属文書として、個人センシティブ情報の収集および使用における運用の模範を提示している(付属文書C)。

⁷ 「非特定化」とは、個人情報に対する技術処理により、追加情報を援用しない限り、個人情報主体を職別できなくするプロセスをいう(3.14条)。

⁸ 「匿名化」とは、個人情報に対する技術処理により、個人情報主体が職別され得ず、かつ処理後の情報が復元され得な

(6.1条、6.2条)。

なお、個人センシティブ情報を伝送、保存する場合、さらに暗号化等の安全措置の構築が求められる(6.3条)。

2. 個人情報主体への権利付与

「インターネット安全法」は、個人情報主体の削除請求権および訂正請求権を規定している(同法 43条)。本規範では、これに加えて、個人情報主体に対し、同意撤回権(7.7条)、アカウント抹消請求権(7.8条)、個人情報のコピーの請求権(7.9条)、不服申立権(7.10条)等を付与している。

3. 個人情報の処理の委託・譲渡等

個人情報の処理を第三者に委託する場合、個人情報主体が同意した範囲を超えて委託してはならず、また委託先に対して安全影響評価を行うこと、および委託先を監督することが求められる(8.1条)。

また、個人情報は、原則として第三者への共有・譲渡は禁止されている。もっとも、第三者に共有・譲渡をする必要が確かにある場合には、事前に安全影響評価を行い、個人情報主体に対して共有・譲渡の目的、共有先・譲渡先の性質を告知し、かつ事前同意を取得することにより、第三者に共有・譲渡をすることができる(8.2条)。なお、個人情報管理者において買収、合併または再編等の変更がある場合には、関連情報を個人情報主体に告知する必要があり、かつ変更前の個人情報管理者の責任および義務について変更後の個人情報管理者が

いようにするプロセスをいう。なお、匿名化処理を行った情報は、個人情報ではなくなる(3.13条)。

引き続き負う必要がある(8.3条)。そのため、今後、企業の買収の検討において、買収先の個人情報保護体制も含めて慎重に考慮・評価する必要があると考えられる。

4. 個人情報安全事故への対応

個人情報管理者は、個人情報安全事故に対する緊急対応策を制定し、関連人員の緊急対応研修および演習を定期的に行わなければならない。また、個人情報安全事故が生じた場合、個人情報管理者は、緊急対応策に従い、事故の内容を記録し、与え得る影響を評価した上で必要な措置を講じ、かつ主管部門への報告および個人情報主体への告知を行わなければならない(9.1条)。

5. 個人情報保護体制の構築

個人情報管理者は、個人情報責任者および個人情報保護機構を指定、設置しなければならず、特に個人情報を取り扱う従業員が多い企業や個人情報の取扱量が多い企業の場合、専任の個人情報責任者および個人情報保護機構を指定、設置しなければならない(10.1条)。

また、定期的な個人情報安全影響評価の実施(10.2条)、データの安全管理措置の実施(10.3条)、定期的な人員研修(10.4条)、安全評価の実施(10.5条)等も求められている。

五. 終わりに

冒頭で述べたとおり、個人情報の取り扱いは企業におけるコンプライアンス問題の中で重要な問題となってきている。中国において事業を展開している企業は、「インターネット安全法」やその関連規定、また本規範を踏まえて、個人情報保護の体制を整

える必要がある。一方で、「インターネット安全法」自体は17年6月1日に施行されているものの、その細則が未だ正式に制定されていないなど⁹、法整備の面でも不十分な点がある。今後、法整備の動きや当局の実務対応の動向を注視しつつ、各企業の実情に沿った適正な個人情報保護体制を構築し、運用していくことが求められる。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

森 規光
(もり のりみつ)

森・濱田松本法律事務所
弁護士(日本・ニューヨーク州)

慶應義塾大法科大学院を経て2008年弁護士登録。経済産業省(2011~13年に outward)ではコーポレートガバナンスを担当。2015年コーネル大学ロースクール(LL.M.)卒業後、2016年ニューヨーク州弁護士登録。米 Alston & Bird LLP(2015年~16年)では主に日本企業の対米投資案件を扱った。2016年秋より森・濱田松本法律事務所上海オフィスにおいて執務し、主に日中間のM&A取引に携わっている。

⁹ 例えば、個人情報等の国外移転に関するルールを定める「個人情報及び重要データの国外移転安全評価規則」は未だに意見募集稿の段階であり、正式な規則は公布されていない。



【China】

BEPS13に基づく中国の新文書化制度 ～現地法人が取るべき対応の検討～

栗村英資 フェアコンサルティング上海

近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と、各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS=Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）に対処するため、OECDが、平成24年よりBEPSプロジェクトを立ち上げました。この中で、移転価格税制の文書化に関する事項を定めたものがBEPS13（行動計画13：多国籍企業の企業情報の文書化）です。

中国もBEPSプロジェクトに参加しており、BEPS行動計画に合わせて、さまざまな法令が公布されています。そして、BEPS13に合わせて公布された公告が「関連取引の申告および同時文書化の管理に関する公告」（以下「公告42号」となります。

この公告に合わせて、日本企業の子会社である中国現地法人として何をしたらよいかという点が重要となります。今回はケースごとに、日系企業の中国現地法人として、何をいつまでに対応すべきかを中心にまとめました。

◇ 新文書化制度とは

- 2016年6月29日に中国国家税務総局（以下「SAT」）より公告42号が公表されました。

- 従来の中国の移転価格文書化の指針とされてきた2号文書¹における文書化の内容は刷新され、Beps13に基づく新文書化制度が確立されました。
- 新文書化制度は、16年1月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

◇ 新文書化制度の背景およびその目的

- SATは、BEPS行動計画で指摘された多国籍企業グループと税務当局間における情報の非対称性を最小限にし、企業情報の透明性を高めるための手段として、公告42号により同時文書化の強化および国別報告書の新規追加を行いました。
- 中国は公告42号を通じBEPSプロジェクトの参加国としてコミットしたミニマム・スタンダードの一つであるBEPS13を実行しました。

◇ 新文書化制度における文書の作成義務要件

- ① 企業年度関連業務往来報告表…公告42号第1条

記帳に基づいて徴税を行う中国居住企業、および中国国内に恒久的施設を有し、かつ事実に基づく企業所得税の申告と納税を行う非居住企業は、税務当局に年度企業所得税納税申告表を提出する際

¹ 「特別納税調整実施弁法（試行）」（国税発[2009]2号）

に、関連者間取引につき、その申告を行うと同時に「中華人民共和国企業年度関連業務往来報告表（2016年版）」を添付しなければならない。

中国の文書化に規定されている関連取引には国内関連取引も含まれるため、対象年度内に国外関連取引がない場合でも、国内関連取引さえあれば、「企業年度関連業務往来報告表」の作成および提出する義務があります。

また、企業年度関連業務往来報告表は税務当局から要請があった際に提出するものではなく、企業所得税の確定申告書と合わせて税務当局に提出することになります。

② 国別報告(CBCR)…公告 42 号第5条

下記のいずれかに該当する居住企業は、企業年度関連業務往来報告表を提出する際に、国別報告書を作成しなければならない。

- (一) 多国籍企業グループの最終持株会社で、かつ、その前会計年度の連結財務諸表における各種の収入金額の合計額が 55 億元を超えるもの。
- (二) 多国籍企業グループより国別報告書の提出者と指定される居住企業。

③ 主体文档(マスターファイル=MF)…公告 42 号第 11 条

下記のいずれかの条件を満たす企業は、マスターファイルを準備しなければならない。

- (一) 当該年度において国外関連取引を行っており、かつ、その企業の財務諸表を連結する最終持株会社の属する多国籍企業グループが

既にマスターファイルを準備している場合。

- (二) 当該年度における関連者取引の総額が 10 億元を超える場合。

対象年度内に最終日本親会社との国外関連取引がない場合でも、グループ内の他の構成会社との国外関連取引があり、かつ、グループ内において MF が作成されていれば、中国における MF の準備義務が生じるものと考えられます。

④ 本地文档(ローカルファイル=LF)…公告 42 号第 13 条

年度関連取引金額が下記のいずれかに該当する企業は、ローカルファイルを準備しなければならない。

- (一) 有形資産所有権の譲渡金額(来料加工業務は各年度の輸出入通関価格に基づき計算される)が2億元を超える場合。
- (二) 金融資産の譲渡金額が1億元を超える場合。
- (三) 無形資産所有権の譲渡金額が1億元を超える場合。
- (四) その他関連者間取引金額の合計額が 4000 万元を超える場合。

⑤ 特殊文档(特殊事項ファイル=SIF)…公告 42 号第 15 条

特殊事項ファイルには、コストシェアリングに関する特殊事項ファイルと過少資本に関する特殊事項ファイルが含まれるものとする。

企業がコストシェアリング契約の署名もしくは履行をした場合に、コストシェアリングに関する特殊事項ファイルを準備しなければならない。

企業の資本に占める関連者間債務の比率が標準比率を超過し、独立企業間原則の遵守につき説明が必要な場合に、過少資本に関する特殊事項ファイルを準備しなければならない。

中国の企業所得税法の過少資本税制に関する規定としては、第 46 条に「企業がその関連者から受ける債権性投資（借入金）と資本的投資（資本金）の比率が、規定の比率²を超過する場合、当該借入金にかかる利息支出は、課税所得額を計算する時に損金処理してはならない」と定められています。

公告 42 号第 17 条では、企業が受ける関連者融資の比率が標準比率を上回る場合の支払利息については、SIF に詳細を説明するように定められており、支払利息額の合理性を立証することができれば、損金算入が認められるものと考えられます。

◇ 新文書化制度のスケジュール感

新文書化制度における文書の義務様態および期限は図表1の通りです。

日本本社が3月決算、中国現地法人が12月決算という一般的な決算期のケースの場合、上述の要件に合わせて判断した場合、それぞれの資料作成期限は次頁図表2の通りとなります。

本稿を執筆している 2018 年5月初旬現在はずでに、マスターファイルの準備期限を過ぎており、税務当局から提出を促す動きが出ているようです。提出が義務付けられているものですので、随時対応が必要となります。

今後、18年6月末に17年度分のローカルファイルの準備期限が到来しますので、さらにマスターファイルの提出要請が強くなることが予想されます。

【図表1】新文書化制度における文書の義務様態および期限

文書名		義務様態	期限
①企業年度関連業務往来報告表 ※必要に応じて②国別報告(CBCR)付表を記入		作成および提出	企業年度関連業務往来報告表は翌事業年度5月末までに企業所得税確定申告書に添付して提出。CBCR付表はマスターファイル作成義務者がその所属する国で提出するため、中国現地法人では基本的に作成義務はなし
		言語	英語もしくは中国語
	同期資料	③主体文檔 MF	準備(作成/取得)
提出			税務当局から要請があった日から30日以内
言語			中国語
④本地文檔 LF		準備(作成)	関連取引があった事業年度の翌事業年度の6月30日まで
		提出	税務当局から要請があった日から30日以内
		言語	中国語
⑤特殊文檔 SIF	準備(作成)	関連取引があった事業年度の翌事業年度の6月30日まで	
	提出	税務当局から要請があった日から30日以内	
	言語	中国語	

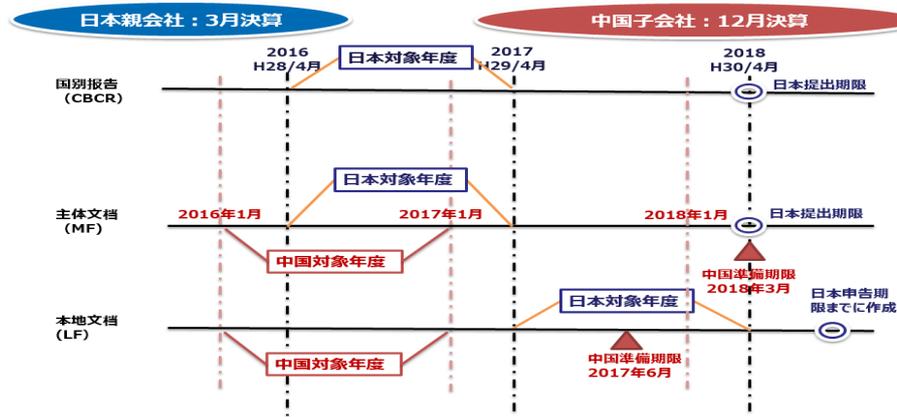
² 財税[2008]121号にて、金融業では関連者借入金と資本金の比率を5:1、その他業種では同比率を2:1と規定。

◇ **新文書化制度における作成義務判定(図表3)**

上述の通り、中国の関連取引は、国外関連取引だけではなく国内関連取引も対象となります。この

ため、関連取引がまったくない会社以外は、いずれかの資料を提出する義務が生じることになる点には、留意が必要です。

【図表2】新文書化制度の資料作成期限イメージ



【図表3】新文書化制度における作成義務判定

		日本本社に MF 作成義務あり	日本本社に MF 作成義務なし
現地法人に LF 作成義務あり	関連取引あり	企業年度関連業務往来報告表 MF LF	企業年度関連業務往来報告表 LF
	関連取引なし		
現地法人に LF 作成義務なし	関連取引あり	企業年度関連業務往来報告表 MF	企業年度関連業務往来報告表
	関連取引なし		



粟村 英資
(あわむら ひでし)
フェアコンサルティング上海
日本国公認会計士



中央青山監査法人にて上場企業及び上場準備企業の法定監査に従事。その後、上場準備企業へ転職、IPO に向けた資本政策、内部統制組織の構築、中国をはじめとしたアジアの子会社の経営管理など数々の実務経験を得る。現職では、国内外の企業の内部管理体制構築支援及び中国進出支援業務を主に担当し、企業の抱える内部管理上の問題点の解決と中国進出企業への丁寧な進出支援に定評がある。



【China】

中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定

潘立冬、向菲 広東育資法律事務所

2017年12月26日、最高人民法院より「最高人民法院による仲裁司法審査案件の報告承認問題に関する規定」(司法解釈[2017]第21号。以下、「報告承認規定」)および「最高人民法院による仲裁司法審査案件の審理に関する若干問題の規定」(司法解釈[2017]第22号。以下、「審査規定」)が公表され、いずれも18年1月1日から実施されている。このうち、報告承認規定は仲裁司法審査案件の報告承認制度を確立し、国内案件と涉外案件の平等的扱いなどの関連問題を規定した。また、審査規定はより明確に仲裁司法審査案件の管轄権にかかる法律の適用問題などを規定した。両規定の実施は、中国の仲裁業務の健全な発展をいっそう促進したと言えよう。本レポートは、かかる両規定の具体的な内容を紹介することにより、(在中国外資企業を含む)企業が、中国における仲裁判断の執行・承認の申請、または仲裁判断の取り下げ申請などに関する仲裁司法審査案件の制度およびその手続きの流れについて比較的明確な認識を持つように促し、企業が自らの法的保護手段を最適化し、効果的に仲裁メカニズムを利用して中国事業におけるトラブルを解決できることを期待したい。

一、報告承認制度の規範化

報告承認制度の規範化は、企業による仲裁判断の執行申請に重要な影響を与える。仲裁手続きにおける報告承認制度とは、法院が仲裁司法審査を

する際、異なる案件の状況に基づき否定する方向に判断を下すにあたって、上級法院に報告して承認を得る必要があることを示した規範的な基準をいう。最高人民法院は、1995年に涉外仲裁判断の認定について通知を出しており、その後も引き続き、関連事項をより明らかにする通知を出して、仲裁判断の有効性を否定する場合は最終的な審査権を最高人民法院に返還させるため逐次上級への報告承認を必要とするが、仲裁判断の有効性を肯定する場合には報告承認を必要としない、という内部報告制度を定めた。しかし、それまでは明確な法的規定がなかったため、各地の法院において、異なる取り扱い方法および手順が存在し、当事者にとって、時間・コストの予測や具体的手続きの流れの確認ができないばかりでなく、過去に下された仲裁判断が白紙になったりして事業トラブルの法的解決手段が得られず、巨額なコスト負担を余儀なくさせられていたケースが見られた。

今般、両規定の導入により、最高人民法院への報告承認の状況および報告承認の手続きが統一的に規範化されたため、仲裁判断の報告承認手続きによる企業への時間的・金銭的コスト負担を有効的に減らすこととなった。

1) 司法審査案件の類型の明確化

報告承認規定は第一条において、仲裁司法審査

案件には下記案件を含むことを定めている。すなわち、(1) 仲裁合意の有効性確認申請、(2) 中国本土仲裁機構の仲裁判断の取り消し申請、(3) 中国本土仲裁機構の仲裁判断の執行申請、(4) 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の仲裁判断の承認・執行申請、(5) 外国仲裁判断の承認・執行申請、(6) その他仲裁司法審査に係わる案件である。かかる規定は、仲裁司法審査の類型を明確化して、これまでの内部報告制度が涉外または香港、マカオ、台湾に係わる仲裁司法審査案件のみに適用されてきたことと区別して、すべての仲裁司法審査案件について、外国関連か非外国関連かを問わず、一律に規範化しており、当事者の適法な権益を平等に保護するうえで有意義と考える。

2) 審査確認権限の明確化

報告承認規定の第二条は、涉外または香港、マカオ、台湾に係わる仲裁司法審査案件は、中級人民法院または専門人民法院が、仲裁合意を無効とする裁定、もしくは、仲裁判断の不執行、取り消しの裁定、すなわち否定する方向に裁定を下す場合には、高級人民法院に報告しなければならないと定めている。仲裁判断は、主に2つに分類することができる。第1類は香港、マカオ、台湾地区および外国の仲裁機構によって下された仲裁判断であり、第2類は中国本土仲裁機構によって下された仲裁判断である。すなわち、涉外または香港、マカオ、台湾に係わる案件に対し、仮に省レベルの高級人民法院が中級人民法院による否定的な判断を認めた場合には、一律に最高人民法院に報告しなければならない。

しかし、国内案件(非涉外、非香港・マカオ・台湾

関連案件)の場合には、「高級人民法院への報告を原則とし、最高人民法院への報告を例外」とされている。また、例外と認める2種類の案件事例が第3条において規定されている。すなわち、(1) 仲裁司法審査案件の当事者の住所が省級行政区を跨っている案件、および(2) 社会的公共利益の侵害を理由とする中国本土仲裁機構の仲裁判断の不執行または取り消しの案件である。かかる2種類の例外的状況はいずれも比較的理解しやすい。通常、国内案件は高級人民法院または省レベルの高級人民法院により審査承認されるが、当事者の住所が省を跨っていると、案件が2つの高級人民法院または省レベルの高級人民法院の管轄に係わってしまうため、その場合は、両者共同の上級法院、すなわち最高人民法院に承認を得るため報告しなければならない。また、「社会的公共利益」に係わる案件である場合には、異なる地域の格差を回避するため、最高人民法院に裁量を委ねる必要がある。公共利益の原則を慎重に適用し利用することは、各当事者の利益バランスを保つのに最も有益である。

3) 操作手順の明確化

報告承認規定の第4条ではまた、報告承認を申請する際、中級人民法院は書面報告書と案件ファイルを一緒に提出しなければならない、かつ書面報告書には審査意見および具体的な理由を述べなければならないと定めている。本規定が導入されるまでは、法律実務において明確な法的規定が欠如していたため、上級法院に報告する際に、上級法院に提出すべき書類や案件資料が不明確であり、引き継ぎに時間がかかり、手続きの進捗が遅れが生じるなど、当事者利益が損なわれることがしばしば

ばあった。また、報告承認規定の第6条は、上級人民法院が下級人民法院の審査意見にコメントするときは、「回答」形式で行われなければならないと規定した。すなわち、審理意見は上級人民法院により下されるものの、判断は依然として下級人民法院によりなされなければならない、ということである。

更に、報告承認規定の第7条は民事訴訟案件についても言及した。当事者が**人民法院の下した仲裁合意の有効性に係る**不受理、提訴の却下または**轄権異議申し立ての却下の裁定を不服とし、上訴する場合に、第二審人民法院は審査を経て仲裁合意の不成立、無効、失効、内容不明確による執行不能の裁定を下す際は、級を追って報告・承認・申請しなければならない¹**、上級人民法院の審査確認を経てはじめて、上級人民法院の審査意見に基づき裁定を下さなければならないと定めている。

二、審査制度の手順明確化と規範化

仲裁司法審査は主として、人民法院が法により、仲裁合意の有効性確認、仲裁判断の承認・執行、または仲裁判断の取り消しを申請する案件に対して行う審査を指す。現行の法律、法規によれば、仲裁司法審査案件は、一審が最終審であって、当事者は上訴、異議申し立ておよび再審申請の権利を有していない。そのため、仮に間違った判断が下されたとしても、当事者には効果的な救済措置が与えられていない。このため、仲裁司法審査案件に対する慎重さに照らして、最高人民法院は、かかる審査制度を公表して関連案件の管轄権を明らかにすることにより、当事者には管轄権異議申し立ておよ

¹ 「級を追って報告・承認・申請」とは案件状況に基づいて、直接にその上級人民法院に報告・承認・申請を行い、また、順次に上の人民法院に報告・承認・申請すること。

び不受理の裁定に対して上訴する権利を付与するとともに、仲裁合意の有効性を確認する際に適用すべき法律など、既存法律規定の欠如も補った。

1) 関連案件の管轄権の明確化

実務上、一部の外国仲裁判断は、被申立人の住所や財産所在地がいずれも中国国内にないにも関わらず、関連案件の審理の必要性により、**申立人は中国人民法院に対して、外国仲裁判断の具体的執行ではなく、その承認を申請しなければならないことがある。このような状況に鑑み、審査規定の第3条において、申立人が外国仲裁判断の承認を申請する場合には、関連案件を受理した人民法院または仲裁機構所在地の中級人民法院が管轄する**と定めている。このほか、このような案件が基本的に中級人民法院に受理されるべきであることから、かかる司法解釈はさらに、**関連案件を受理する人民法院が基層人民法院である場合には、外国仲裁判断の承認を申請する案件は、当該基層人民法院の一つ上の人民法院により管轄されるべきである**旨を規定している。関連案件を受理する人民法院が高級人民法院または最高人民法院である場合は、上記人民法院が自ら審査するか、中級人民法院を指定して審査依頼することができる。

2) 上訴権の明確化

審査規定の第10条および第20条は、それぞれ、管轄権異議申し立ての裁定、および人民法院が仲裁司法審査案件において下した裁定について、当事者に対し上訴、再審申請の権利を与えたものである。

まず、審査規定の第20条において、人民法院が仲裁司法審査案件中に下した裁定は、**不受理、申**

請の却下、管轄権異議申し立ての裁定を除き、一律に、送達した時点で直ちに法的効力が発生すると定められている。当事者が不服申立申請、上訴または再審申請をした場合、人民法院は受理しないが、法律および司法解釈において別途定めるときは除く。

そして、審査規定の第7、8、10条の規定に照らせば分かるように、**人民法院により下された不受理、申請却下または管轄権異議申し立てに対する裁定に対し、当事者は不服申し立てまたは上訴を申請することができる**とされている。この規定は「民事訴訟法」第154条の規定、すなわち、不受理の裁定に対する上訴にも合致するものである。仲裁司法審査案件の審査手続きは通常の手続きとは異なるものの、受理するか否かについての裁定には、通常の手続きと同等に扱われるべきである。これは、規範的基準の統一を図り、同一案件に対して異なる判断が下されることを回避し、当事者の適法な權益を平等に保護するのに必要な配慮と言える。

3) 関連問題の法律適用の明確化

審査規定第13条は、当事者が協議により、涉外仲裁合意の有効性確認に適用する法律を選択した場合には、明確な意思表示をしなければならないと規定し、**契約に適用する法律のみを約定しても、契約の仲裁合意の有効性確認に適用する法律とはならない**としている。したがって、企業は商事契約を締結する際に、契約の適用法を約定するとともに、仲裁合意の有効性確認に適用する法律も明確に約定しなければならないことに注意を払うべきであり、不明確な約定により、仲裁合意の無効または最終的に企業にとって不利な法律を適用されるなどの法的リスクを回避すべきである。

また、審査規定の第14条は、涉外仲裁合意の有効性を確認する準拠法を2つのレベルに分けた。そして、第2レベルにおいてはさらに、**仲裁機構所在地の法律と仲裁地の法律という2つの並列オプションを規定した**。仲裁を支持する原則から、**仲裁機構所在地の法律を適用する場合および仲裁地の法律を適用する場合で、仲裁合意の有効性について異なる認定が導かれる**という状況下において、「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第18条の規定をベースに、さらに**仲裁合意の有効性を確認する法律を準拠法として適用すべきである**ことを明示した。

このほか、第17条では、国内仲裁判断および涉外仲裁判断の執行を申請する際の法律適用の問題を明確に規定した。特に、「民事訴訟法」第237条および第274条の規定に関連して、国内仲裁判断の執行問題の規範および涉外仲裁判断の執行問題の規範をそれぞれ明確化した。すなわち、**人民法院が中国本土仲裁機構による非涉外仲裁判断の執行申請案件を審査する際は、「民事訴訟法」第237条の規定を適用し、また中国本土仲裁機構による涉外仲裁判断の執行申請案件を審査する際は、「中華人民共和国民事訴訟法」第274条の規定を適用する**とした。

三、まとめ

仲裁は多様化された紛争解決メカニズムにおける重要な手段の一つである。訴訟に比べ、仲裁はその公平公正性、一審終局性、機密性、域外執行力など諸々の特性から、ますます企業に注目されつつある。また、中国では仲裁は自ら仲裁人を選ぶことができることや、地方保護主義を回避できることなどから、多くの在中国外国企業の紛争解決

手段の第一選択肢にもなっている。

今般の報告承認規定および審査規定の導入により、仲裁審査案件の審査手続の流れがいつそう明確になったとともに、報告承認規定の確立は高級人民法院および最高人民法院の審査確認の権限についても明らかした。また、涉外案件や国内案件については、既存の内部報告制度がベースとなる処理手順の細分化により、手続きの法的根拠が示され、制度がより透明かつ規範化された。かかる新しい両規定の導入は、司法審査案件における法律適用の問題がより明確化され、案件審査の手続きが確実に、かつ効果的に規範化されることを促し、企業が効果的に仲裁制度を利用して事業トラブルの解決に当たることができよう、強力的な法的支援を提供したと言えるだろう。



潘立冬
 広東育資法律事務所
 パートナー弁護士
 ニューヨーク州弁護士

中山大法学部大学院指導教官 広州仲裁委仲裁員、在広州大韓民国領事館法律顧問。中山大大学院法学研究科修了、米セントルイスワシントン大ロースクール修了、1998年中国にて弁護士登録、2004年米ニューヨーク州弁護士資格取得。会社法、企業の合併・清算、労働法、不動産業務、知的財産保護、保険法、商法、海商仲裁及び訴訟等の分野で、豊富な経験を有する。



向菲
 広東育資法律事務所
 実習弁護士

四川大学外国語学部卒業、日本文学修士。中国人民大学民商法修士在学中。2015年国家司法試験に合格。外商投資、契約法、会社法、労働法、破産・清算などの分野で経験を有する。



【Hong Kong】

香港における労働法制と改正見通し

本多清志 PERSOLKELLY Consulting

1. はじめに

香港の労働法制は英国植民地時代に遡ってその法源を確かめることができる。そして、植民地時代に持ち込まれた英国の法体系であるコモン・ロー¹と、レッセ・フェール政策(自由放任主義)の中において英国と現地の慣習を取り込み、独自の進化を果たしてきた。また、経済発展を強く志向する方針のもと、長年にわたり使用者の経済活動に重点を置いてきた点が特徴として挙げられる。

一方で、サービス業を中心とした恒常的な人手不足、また若年層ではライフ・ワーク・バランスを求める傾向が強くなっていることなどから、継続的に労働者待遇の向上が求められている。標準労働時

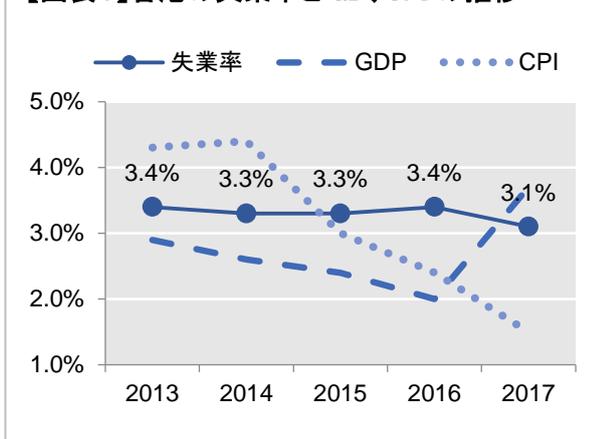
間法制化への要請など、労働環境がグローバルスタンダードに近づきつつある中、本稿では香港の労働法制と今後の改正見通しを取り上げたい。なお、本稿の意見にかかる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきたい。

2. 労働法制

香港における労働法制の基本となる法令は1968年に制定された「雇用条例」(香港法令第57条、日本の労働基準法に相当)であり、香港における賃金・休日・雇用契約の解除等の雇用に関する事項が規定されている。香港の労働法制は周辺国・地域に比べると使用者の経済活動に重点を置いており、具体的には、使用者による一方的な雇用契約解除が成立する点、標準労働時間が法制化されていない点とその特徴として挙げられる。他周辺国・地域ではシンガポールが使用者による一方的な雇用契約解除を可能としていることから、これらの労働法制は英国による植民地統治の影響を受けていることが読み取れる。

一方、香港の雇用環境は2003年のSARS発生による経済停滞から回復して以降、人手不足に悩まされ続けている。直近の18年第一四半期における失業率は2.9%となっており、政府高官からは完全雇用に近い状態というコメントも発表され、明らかな売り手市場となっている(図表1)。特に香港経済

【図表1】香港の失業率とGD、CPIの推移



¹ コモン・ローとは英国の他かつて大英帝国領であった諸国(アメリカ、カナダ、オーストラリアなど)で中心に採用されている、先例等に基づいて判断した判例を重視する法体系を指す。

を支えるサービス・観光・小売業における人手不足は深刻な状況で、人材確保の観点から労働者の待遇を向上させることは喫緊の課題となってきた。労働法制の観点では、最低賃金条例の制定(11年)や現在検討されている標準労働時間の法制化や解雇時におけるMPF(強制退職積立金)相殺制度の廃止に向けた動きとして現れている。

3. 標準労働時間制定に向けた動き

先進都市の中において、香港は長時間労働を行う労働者の比率が相対的に高いことが分かっている。労働政策研究・研修機構の直近データによると、週当たり49時間以上労働している労働者の割合は日本の20.8%に対して香港は30.1%と高い(図表2)。また、12年11月に勞工処(労働基準監督署に相当)が発表した報告書によると、国際労働機関(ILO)の調査では107カ国中101カ国が労働時間に関する法的な制限を設けていることが明らかになっているが、香港では労働時間についての法的制限がなく、長年にわたり労働者の安全と健康の保護を目的とした標準労働時間導入の必要性が唱えられてきた。現時点では法的制限がないため、雇用契約書や就業規則等で時間外労働に対する割増賃金支給有無については使用者の自由裁量により定めることができる。

➤ 標準労働時間の法制化に向けた動き

標準労働時間の法制化については労使間の調整がつかず、具体的な進展は見られない。前行政長官(17年6月30日退任)は17年6月に一部の低所得労働者のみを対象とした「契約労働時間」(詳細後述)の導入を行政会議(内閣に相当)にて承認したものの、現行政長官およ

びその政権からは労働者団体との合意には至っていないため見直しが必要とのコメントが発表されている。今後の焦点は、標準労働時間の導入、超過勤務時間の上限設定および補償、免除対象、休憩時間等になるであろう。

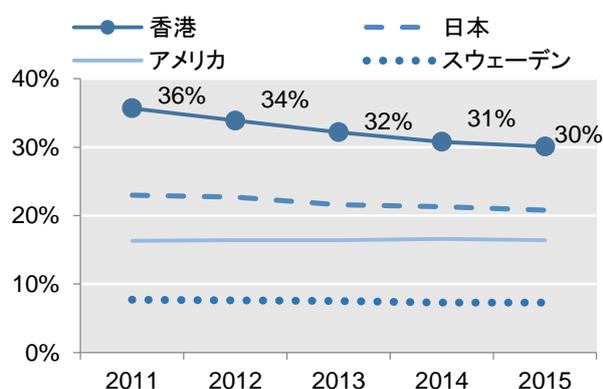
➤ 低所得者を対象とした「契約労働時間」導入案

月額賃金が11,000香港ドル以下の労働者を低所得者として定義し、該当する場合は労働時間および時間外労働手当に関する労使合意が含まれた雇用契約書を書面で結ぶことが求められる。時間外労働手当は労使間で合意したレートに応じて計算、あるいは時間外労働手当に相当する休暇を与えることが求められるとしている。

➤ 使用者における今後の課題

標準労働時間が法制化されると使用者としては雇用契約書および就業規則の改定、賃金計算方法の変更、人件費増に対する対策の立案・実施が求められるであろう。特に時間外労働手当支払いに伴う人件費増加が予想されることから、労働生産性の改善、必要人員の見直しと再配置、総額人件費管理の強化といった点が経営上の大きな課題と

【図表2】 就業者に占める長時間労働の割合



なる。

4. MPF(強制退職積立金)相殺制度の廃止

香港では、老後の生活保障を目的として使用者および労働者が毎月それぞれ一定の割合で積立金を拠出する制度として MPF (Mandatory Provident Fund、強制退職積立金) 制度が存在する。2000 年に MPF を導入した際の特例措置として、使用者が労働者を普通解雇した際に発生する解雇補償(解雇補償金もしくは長期服務金)と MPF 積立金(使用者積立分)を相殺することが規定されたが、労働者からの反発は根強く長年にわたり相殺制度の廃止が求められてきた。17 年1月に行政長官より MPF 相殺制度の廃止が正式に発表されたことから、具体案の策定に向けて労使間での調整が引き続き行なわれている。

➤ MPF 条例改定に向けた具体的な動き

政府は 18 年3月 29 日に MPF 相殺制度廃止へ向けた改正案を発表した。制度廃止に伴う使用者の負担補填に対して 172 億香港ドル(以下ドル。約 2,330 億円)の政府予算を設定し、最初の3年間は使用者負担の最大 75%を補填する計画となっている。改正案は年内に行政会議の承認を経て、22 年の施行を目指すとされている。一方、複数の中小企業からは制度改正に伴うオペレーションコスト増加を危惧する声が上がっており、今後の進展に注意を払っていききたい。

5. その他労働法制の改定状況

上記で述べた主要な改正以外では、法定育児休暇と最低賃金条例について触れておきたい。最低賃金条例は時間給・日給・月給制で働くすべての労働者に適用される。本条例が制定される前は、政府により清掃業・警備業などで働く低所得者の救済を意図した「賃金保障運動」が展開されたが、大きな成果を上げられなかったことから本条例が制定されたという背景がある。

労働者に適用される。本条例が制定される前は、政府により清掃業・警備業などで働く低所得者の救済を意図した「賃金保障運動」が展開されたが、大きな成果を上げられなかったことから本条例が制定されたという背景がある。

➤ 雇用条例: 父親向け法定育児休暇

労工顧問委員会は 17 年 11 月 30 日の会合にて父親向け法定育児休暇日数を現在の3日から5日へ増やすことで、労使双方の合意が成立したと発表した。育児休暇手当は法定平均日給の 80%支給と現状のレートが維持され、早期の実施に向けて立法会(国会に相当)へ草案が提出される予定となっている。

➤ 最低賃金条例

17 年の立法会で最低賃金の引き上げ案を可決され、17 年5月1日より最低賃金時給が 32.5ドルから 34.5ドルへ引き上げられた。11 年の最低賃金条例施行後、最低賃金時給を引き上げたのは今回で3回目となる。最低賃金の引き上げに伴い、総労働時間の記録保持義務を負う対象も、月額1万 3,300ドル未満の労働者から月額1万 4,100ドル未満の労働者に引き上げられた。

6. その他の注意点: 差別条例

香港の労働法制においては、先に述べた雇用条例・MPF 条例・最低賃金条例以外にも、差別条例に注意を払いたい。差別条例ではセクシャルハラスメントを含む性的差別や障害者に対する差別禁止を規定しており、監督官庁として EOC (Equal Opportunities Commission、機会均等委員会)が存在する。職場でのハラスメントを含む差別に対する

訴えについては、使用者として対応に困難を感じる領域の一つであるが、差別に対する会社ポリシーの制定、職場での従業員教育などの取り組みを行うことによりインシデントを未然に防ぐことも可能である。また、そのような措置を講じることにより、万が一インシデントが発生し使用者責任を問われる場合であっても、使用者として合理的な措置を講じたと主張することも可能である。弊社に寄せられる相談ではセクシャルハラスメントなど性的差別に関する相談が多く、個人の感情に対する十分な配慮も必要であることから、論理的に法的根拠だけで対応することは難しい。かかる事態に直面した場合は、差別条例にかかる調停案件や判決事例、当局ガイドライン、過去解決事例に則ったアドバイスを行うことができる専門家への相談をお勧めする。

7. おわりに

慢性的な人手不足、不動産価格高騰、激しい市場競争といった状況は使用者だけでなく労働者にとっても大きな負担となっており、労働者の権利意識の向上を促している。複数の労働者団体、労働組合では継続的に政府や使用者に対して労働者の待遇向上を求める活動を行っている。また、今後の労働法制においては時間の経過とともに中国本土の影響を受け、労働者保護の色合いがより強まると予測している。現時点で検討中や審議中の条例改正については 18 年後半以降もその動向に留意することが必要であるが、使用者である企業経営者においては香港の労働法制に対する理解を深め、日々変化する雇用環境に応じた柔軟かつ合理的な事業計画・人員計画の策定が求められる。

【参考文献】

- Berry Fong-Chung Hsu, “THE COMMON LAW”
- 中生勝美, 『植民地の法人類学』日本貿易振興機構
- 労働政策研究・研修機構, 『データブック国際労働比較 2017』
- The Labour Department, “Report of the Policy Study on Standard Working Hours” 2012
- 神山 友宏, 『香港・最低賃金法の政治経済的背景』外務省調査月報 2010/No.1



本多 清志
(ほんだ きよし)

中小企業診断士(日本)
PERSOLKELLY Consulting
コンサルタント

旧インテリジェンス(現パーソルグループ)東京本社・大阪支社での BPO コンサルティング、アウトソーシング事業開発を経て、2014 年同シンガポール現地法人、2016 年同香港法人へ赴任。香港・華南地区での専門商社および電機メーカーの事業統合、香港での事業譲渡および撤退に関わる案件、人事制度構築プロジェクト等の人事コンサルティングに従事。香港日本人商工会議所・シンガポール日本商工会議所での外部講演。経済産業省登録中小企業診断士。



【アジア経済情報】

台湾

～景気は緩やかに鈍化も、底堅さを維持～

高瀬美穂 みずほ総合研究所

実質GDP成長率は低下も、景気の実態は底堅い

2017年4Q(10～12月期)の実質GDP成長率は前期比年率+4.3%と、前期(同+5.6%)から低下した(図表1)。もっとも、その主因は堅調な内需を反映した輸入の増加であるため、景気の実態は底堅いと評価する。

総資本形成(総固定資本形成+在庫品投資)は同+28.4%と、3Qの同▲31.0%から大幅なプラスに転じた。半導体産業における大型設備投資(16年末～17年初)からの反動減が、このところ下げ止まりつつある。また、前期に大幅減となった在庫が復元されたことも押し上げ要因となった。

個人消費は同+2.8%と3Q(同+3.1%)から小幅な減速にとどまり、堅調を維持した。就業者数の増加(図表2)による失業率の低下が続いてお

り、雇用環境の改善が個人消費を下支えた。

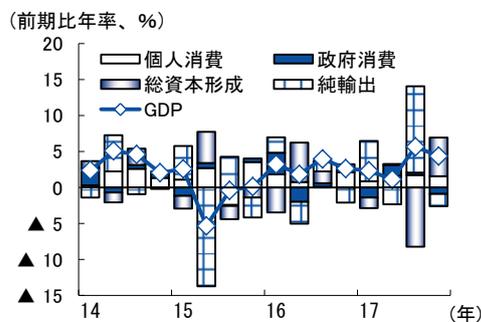
財貨・サービス輸出は同+1.3%と、3Q(同+31.0%)から減速したものの、前期の高い伸びを考慮すると底堅く推移したといえよう。電子部品と、観光客の増加による旅行サービスが輸出全体を下支えた。

一方、総資本形成が大幅なプラスに転じるなど、堅調な内需を受けて輸入の伸びが輸出の伸びを上回った。その結果、純輸出がマイナス寄与に転じ、成長率を押し下げた。

足元も景気拡大基調は持続中

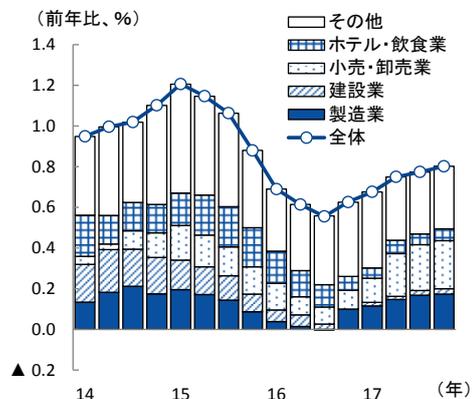
12月の景気一致指数(トレンド除去値)は103.0と、前月の102.9から上昇しており、景気の拡大基調が足元も続いている。また、PMIの「6カ月先の見通し」をみると(次頁図表3)、1月は製造・非

【図表1】実質GDP成長率



(注) 寄与度はみずほ総合研究所推計。統計上の不突合があるため、項目の合計とGDPは一致しない。
(資料) 台湾行政院主計総処より、みずほ総合研究所作成

【図表2】就業者数



(資料) 台湾行政院主計総処より、みずほ総合研究所作成

製造業ともに回復を示した。

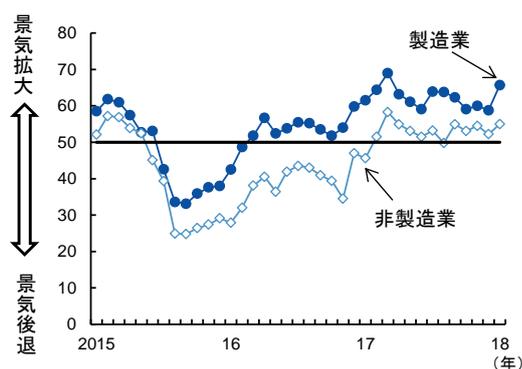
株価(加権指数)は1月23日に27年10カ月ぶりの高値を記録したが、米国長期金利の上昇を嫌気しその後は急落した(図表4)。足元では幾分戻しているが、上値の重い展開が続いている。また、台湾ドルの対米ドルレートは2月16日に28.98台湾ドル/米ドルと約5年ぶりの台湾ドル高となった。

景気は緩やかに鈍化も、底堅さを維持

今後の景気は、19年にかけて緩やかに鈍化するものの、底堅さを維持する見通しだ。まず、主力の輸出は、17年にみられたスマートフォン関連製品の急速な拡大は一服するものの、IoT(モノのイ

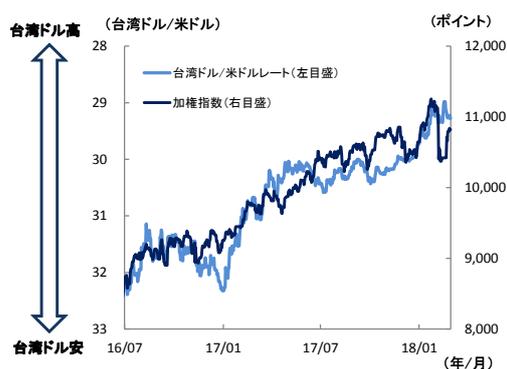
ンターネット)やAI(人工知能)などの新技術が創出する需要に下支えされて増加基調を維持すると考えられる。輸出増加基調が続くことで雇用環境が支えられ、個人消費は底堅く推移すると予想される。また、公務員等の給与引き上げや労働基準法の再改正(注目点参照)などにより、所得環境やマインド面からも消費の下支えが期待される。総資本形成は、在庫調整などを背景に18年前半は軟調に推移すると予測されるが、公共投資の拡大や次世代半導体の生産に向けた投資によって年後半からは回復に向かう見込みだ。以上から、18年の実質GDP成長率は+2.5%、19年は+2.4%と予測する。

【図表3】景気の6カ月先の見通し



(資料)CEIC data より、みずほ総合研究所作成

【図表4】為替レート・株価指数



(注)直近は2月28日。
(資料)Bloomberg より、みずほ総合研究所作成

【注目点:労働基準法再改正による労働市場の変化に注目】

18年1月10日、台湾の立法院で労働基準法の再改正案が可決された(18年3月1日施行)。再改正の対象となった労働基準法は、週休二日制の全面導入、休日出勤手当の引き上げ、退社から出社まで11時間以上空けるインターバル制の導入などを目的に、16年12月に改正されたばかりであった。しかし、産業界は改正を受けて、休日増加や労働時間短縮に対応した労務管理に追われて不満を強めた。他方、労働者からは休日増加や労働時間短縮による所得減少などを懸念する声が多く集まった。こうしたなか、労使双方から柔軟性のある見直し案の提示を求められ、再改正に至った。再改正の主な内容は、①週休二日制の緩和、②残業時間の上限の引き上げ、③休日出勤手当の実働時間に応じた支給、④インターバル制度の緩和、⑤特別休暇の未消化分の翌年度への繰り越しの容認、の5つである。

頼行政院長は今回の再改正について、労働者の権益を維持する「四つの不変」と、企業経営に柔軟性を与える「四つの柔軟性」をキーワードとして挙げている。前者は、通常労働時間、週休二日の原則、合計残業時間、残業代の計算方法に変更を加えないこと、後者は、残業、勤務スケジュール、インターバル間隔、特別休暇の運用に柔軟性をもたせることを指す。再改正によって労務管理や働き方に柔軟性が増し、労働者にとっては所得減少懸念が和らいで消費マインドの改善につながる効果が期待される。

Back Issues

2017年10月発行 第66号

- ・電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・日本企業の台湾事業再構築～台湾事業の「存在意義」を探る～
- ・香港外食産業への進出に関する考察
- ・India: インドの税制 [65] インド子会社におけるITを活用したガバナンス強化のための要点(後編)
- ・Malaysia: 源泉税に関する改正とその留意事項
- ・Singapore: シンガポールの法人税
- ・Vietnam: 公開会社に関するガバナンス規則の概要
- ・China: 「広東省高級人民法院の労働紛争案件の審理における疑問に関する解答」の一部解説と外資企業の留意点
- ・China: 中国からの資金還元スキーム～中国配当実務～
- ・Taiwan: 台湾における法人税申告の個別調査

2017年11月発行 第67号

- ・中国食農ビジネスの機会を探る～日本の技術・ノウハウで中国の課題解決に貢献～
- ・加速する産業移転の現状と課題(続編)
- ・Vietnam: ベトナムにおける移転価格の新政令と通達
- ・Philippines: フィリピンのVAT還付制度
- ・Cambodia: カンボジアの最新税務動向
- ・India: インドビジネス最新情報 [27] 2016年破産法および倒産法の解説
- ・China: 中国会社法「司法解釈(四)」の要点解説
- ・China: 中国における非貿易送金の実務～ロイヤルティとサービスフィー～
- ・Hong Kong: ウェルス・マネジメントにおける新たな選択肢～オフショア信託～

2017年12月発行 第68号

- ・ベトナム投資を拡大する韓国企業
- ・中国医療事業への参入に関する考察
- ・Indonesia: 新移転価格文書化規則制定後の動向と企業の対応
- ・Vietnam: 製造業に対する優遇税制の特徴と拡張投資にかかる留意点
- ・India: インド IBC を活用した債権回収実務の現状とその留意点
- ・India: インドの税制 [66] インドにおける新たな税務計算・開示基準(ICDS)の適用
- ・China: 商業賄賂リスク防止～贈答と賄賂の境界線～
- ・China: 中国国際投資紛争仲裁規則(試行)
- ・Hong Kong: 香港における航空機リース事業の税制改正

2018年1/2月発行 第69号

- ・2017年下期為替市場の回顧と2018年の見通し
- ・香港の賃金動向～2017年の回顧と18年の展望～
- ・Vietnam: ベトナム企業を対象とするM&Aの法律上・実務上のポイント

- ・Vietnam: 国家証券委員会のオフィシャルレターの有効性
- ・Vietnam: ベトナムの付加価値税還付に関する現行制度の問題点とその改正
- ・Australia: 豪州移転価格税制
- ・Malaysia: 2018年度マレーシア予算案における税制改正
- ・India: インドビジネス最新情報 [28] BEPSアクションプランに対応する移転価格文書化への取り組み
- ・China: 中国における税関調査～一般的な流れと対応

2018年3月発行 第70号

- ・不動産投資の実務と留意点 [1] ～不動産投資マーケットの現状～
- ・動き出す「広東・香港・マカオ・ベイエリア」構想
- ・Vietnam: 移転価格に関する法人税申告時の提出資料
- ・India: インドの税制 [67] 2018年インド予算案の概説
- ・Thailand: タイにおける BEPS への取り組み状況および移転価格税制アップデート
- ・Taiwan: 台湾における所得税法の条文改正草案
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [29] 中国における環境保護税の導入
- ・Hong Kong: 香港における移転価格税制の概要

2018年4月発行 第71号

- ・不動産投資の実務と留意点 [2] ～外資による不動産投資～
- ・広東省東西北部への進出～梅州市の投資環境
- ・Vietnam: BEPS 行動計画4にかかるベトナムの動き
- ・India: インドビジネス最新情報 [29] GSTとE-Way Billの導入
- ・Singapore: シンガポール 2018年度予算案における税制改正
- ・China: 企業家の法的権益を保護するための健全な法的環境の構築に関する最高人民法院と最高人民検察院の解釈
- ・Hong Kong: 香港証券取引所～議決権種類株式の上場解禁に向けた動き
- ・M&Aと事業分離(前編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018年5月発行 第72号

- ・勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起きているのか～
- ・香港における介護市場の概況と課題
- ・Indonesia: さらにハードルが高くなった中小企業の投資
- ・Vietnam: 小売業の外資規制～ENTの免除条件の明確化
- ・India: インドの税制 [68] インド 2018年予算案およびGSTの最新動向
- ・Philippines: フィリピンにおける税制改正
- ・China: 中国現地法人の内部統制
- ・China: 「受益所有者」にかかる最新公告の解説
- ・M&Aと事業分離(後編)～取引における留意点とコンプライアンス～

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6628-9208

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。